

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

小 島 健

はじめに

近年のヨーロッパ統合史研究においては、統合に関与するトランスナショナルな非政府組織を対象とする研究が注目されている¹⁾。トランスナショナルな非政府組織のうちキリスト教民主主義の政党を中心に結成されたのが欧州人民党である²⁾。欧州人民党はEUの欧州議会において長年第1党を維持しヨーロッパ統合の推進に大きな役割をはたしてきた。本稿は、ヨーロッパ統合におけるキリスト教民主主義の役割を明らかにする研究の一環として、ヨーロッパにおいてどのようにキリスト教民主主義が形成されてきたのかを検討する。

筆者は、すでに発表した拙稿においてヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源について検討した³⁾。同稿においては、19世紀前半フランスにおけるカトリックの思想家たちがキリスト教民主主義の起源であることを明らかにした。ただし、彼らの多くはヴァチカンによって破門され、影響力を失って歴史の中に消え去り、思想は継承されずにキリスト教民主主義の形成までには至らなかった。

本稿では、19世紀半ばから後半のヨーロッパに視点を据え、まずキリスト教民主主義の先駆者たちを葬り去ったヴァチカンの反動化について考察する。その後、反動化したヴァチカンにヨーロッパ各国でどのような対応がなされたかを検討し、次に19世紀後半において自由カトリズムや社会カトリズムの思想潮流が形成され、キリスト教民主主義の形成に寄与した点を明らかにしたい。

なお、キリスト教民主主義は、20世紀の世界においてヨーロッパとラテンアメリカの二つの地域において重要な政治勢力となった。しかし、その形成の仕方は両地域のおかれた歴史や国際環境によって大きく異なる⁴⁾。本稿は、ヨーロッパ統合におけるキリスト教民主主義の役割を解明する目的から行う研究であるためヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成を取り上げる。なお、ラテンアメリカにおけるキリスト教民主主義の起源は、19世紀初頭の南アメリカ住民による反スペイン独立運動にみることができる⁵⁾。

I. ヴァチカンの反動化

(1) ウルトラモンタニズムの台頭

ナポレオンに対する宗派を超えたキリスト教国の勝利によって、ウィーン体制成立後のヨーロッパではカトリックとプロテスタントの協調的雰囲気が醸成された。また、態勢を立て直したフランスの司教たちは革命前に戻り再びガリカンの教義を教えていた。ガリカンの教義によれば教皇の権威は制限され、各国では国教会が中心であり「王冠と祭壇の同盟」(alliance of throne and altar) が重んじられた⁶⁾。

ところが、1830年代半ばになるとウルトラモンタニズム(英: Ultramontanism, 仏: Ultramontanisme, 独: Ultramontanismus) が台頭した。ウルトラモンタニズムとは、「アルプスの向こう」(ultra montes) にいる教皇の権威を絶対的なものとして従うカトリック教徒の立場を意味する言葉である⁷⁾。ウルトラモンタニズムは、教皇の側から発せられたものではなくヨーロッパ各国のカトリシズムの側から出たものである。その先駆はフランスのド・メーストル(Joseph-Marie Comte de Maistre, 1753-1821)の『教皇論』⁸⁾であるが、フランス人司祭ラムネー(Félicité Robert de Lamennais, 1782-1854)によって本格化した。彼の『市民的秩序との関係から見た宗教』⁹⁾は、フランス国内ばかりでなくイタリアやベルギーでも大きな反響をもたらした。

1830年の七月革命後、ウルトラモンタンの指導者たちは復古王政のガリカンの司教たちとは全く違っていた。彼らは教皇を国家の権威の上におき、教皇への服従をキリスト教徒の国家に対する自由を保障する最善の手段であると見なした¹⁰⁾。

こうした中で即位したピウス九世(Piux IX, 在位 1846-78)は、当初は自由主義者であると考えられていた。新教皇は、囚人を釈放し、憲法を制定し、経済的、社会的改革を始めたと¹¹⁾。ところが、1848年の二月革命に始まるイタリア半島の混乱により、教皇はローマからの逃亡を余儀なくされた。こうした事態の原因を自由主義にあると見たピウス九世は、1848年以降、極端に保守的な主張をするようになっていく¹²⁾。なお、教皇は1850年にフランス軍の保護のもとローマに戻ることができた。

1854年にピウス九世は世界中から200人の司教をローマに招き、聖母無原罪懐胎(Immaculata conceptio Mariae)信仰を教義として宣言することについて討議させた¹³⁾。聖母無原罪懐胎とは、しばしば誤解されるような処女懐胎のことではなく、聖母マリアが神の恩寵によって原罪の汚れない存在として誕生し、その結果神と人との結合によりキリストを出産したという説である。教皇は1854年に聖母マリアの無原罪懐胎の教理を宣言した(聖母無原罪懐胎宣言)¹⁴⁾。本宣言は、ピウス九世により一方的に発せられたものであり、後に見る教皇の不可謬性教理の先駆といえる。

カトリックが勢力を回復しウルトラモンタニズムが台頭してくるのと同じころ、ヨーロッ

パ各地で聖母マリアの目撃や奇跡が報告された¹⁵⁾。最も有名な聖母マリアの目撃と神秘体験がルルド (Lourdes) の泉である¹⁶⁾。1858年に農民の娘である14歳のベルナデット・スビルー (Bernadette Soubirous) が、フランス南部ルルドで薪を拾いに行った洞窟で聖母マリアの姿をみた。ベルナデットによれば、出現した女性は自分を「無原罪の宿り」と言った。さらにベルナデットが発見した泉の水によって病人が治癒されるという奇跡が相次いだ。

当初、カトリック教会はベルナデットの話信じなかったが、聖母出現と病気治癒の噂が瞬間に広がりルルドは聖地となり多くの人が訪れた。調査の結果、カトリック教会は1862年にルルドの洞窟に聖母マリアが出現したことを認めた。さらにベルナデットの死後の1879年に、教会は彼女を聖者とした。

カトリック教会が聖母出現を承認した背景には、この神秘体験の4年前にピウス九世が「聖母無原罪懐胎宣言」を出したことがあった。教皇は、自らの教義の正当性を主張するのに少女の神秘体験を利用したのである¹⁷⁾。

(2) 回勅『クワンタ・クーラ』

イタリア統一戦争の過程で4つの教皇領のうち3つが失われ、ピウス九世は近代世界のすべての側面に反対する態度を強めた。ピウス九世は1864年12月8日、回勅『クワンタ・クーラ』(Quanta cura)を発し、合理主義、自由主義、共産主義を批判し、国家のすべての権威の上に教会の権威が位置すると主張した。この回勅には『謬説表』(Syllabus errorum)が付されていた¹⁸⁾。『謬説表』の正式名称は『教皇ピウス九世が、会議での訓話、回勅、他の使徒書簡において述べた、我々の時代の特に重要な誤りを集めた表』である。

『謬説表』は19世紀に起こった近代社会の特色を10のテーマに分類し、各テーマには複数の項目が挙げられ合計80の項目すべてを謬説として排斥した。これはカトリック教会の反リベラリズム的、反知性主義的性格を端的に示す文書であった。それぞれの項目は「次の事柄は真実にあらず」という言葉で始まっており、それぞれの項目に反対するカトリック教会の立場を明確にしている。

代表的な項目としては、教育と出版の自由、人民による政治、労働組合、民事婚¹⁹⁾や家庭の問題への国家の介入、自由主義、社会主義などの新たな政治イデオロギー、さらには国家権力の下に教会の権力を置くことなども「近代の謬説」として批判した。

(3) 『謬説表』

以下に謬説表で批判された10のテーマと80の項目を挙げる²⁰⁾。

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

① 汎神論、自然主義および完全な合理主義

1. 宇宙と区別される至高できわめて賢明で摂理ある神は存在せず、神は自然以外の何物でもなく、したがって変化するものである。実際、神は人間と世界の中で創作され、すべてのものが神であり、神の本質を持っている。したがって、神は世界と全く同一であり、ゆえに霊と肉、必要と自由、真実と偽り、善と悪、正義と不正義は同一のものである。

2. 人間と世界に対する神のすべての働きかけは否定されなければならない。

3. 人間の理性は、神とは関係なく真実と虚偽、善と悪とを判断することができる。理性はそれ自身で法則であり、理性はその自然の力によって人間と国家の幸福を十分もたらすことができる。

4. 宗教上のすべての真理は、人間理性に本来備わっている力に由来する。理性が支配的法則であり、理性によって人はあらゆる種類のすべての真理を認識できるし認識しなければならない。

5. 神の啓示は不完全であり、したがって、人間理性の進歩に応じて絶えず無限に進歩する。

6. キリスト教信仰は人間理性と対立し、神の啓示は利益をもたらさないだけでなく、人間の完成を損ないさえする。

7. 聖書で語られている預言や奇跡は、詩人の作り話である。キリスト教信仰における秘跡は、哲学的考察の結果である。新旧約聖書には架空の作り話が含まれており、イエス・キリストも想像上の人物である。

② 穏健な合理主義

8. 人間理性は宗教と同じ水準にあるので、神学は哲学と同じ方法で扱われなければならない。

9. キリスト教のすべての教義は、例外なく科学または哲学の対象である。人間理性は、歴史によってのみ指示を受け、本来の強さと諸原則によって、最も深淵な教義が理性の対象として提起されたならば、このような教義でさえも本当に認識することができる。

10. 哲学者と哲学はまったくの別物であるから、哲学者が真理であると判断した權威に従うことは哲学者の権利であり義務である。しかし哲学はいかなる權威にも従うことはできないし、また従うべきでもない。

11. 教会は哲学を激しく非難すべきでないだけでなく、哲学の誤りを大目に見て、哲学自身にその誤りを修正するようにしなければならない。

12. ローマ教皇と教皇庁の諸聖省の教令は、学問の自由な発展を妨げる。

13. 昔のスコラ学者たちが神学研究で開発した神学の方法や原則は、もはや時代の要請や科学の進歩には適さない。

14. 哲学は、超自然的啓示を無視して行われなければならない。

③ 宗教的無関心主義、信教上の自由主義

15. すべての人間は、理性の光に導かれて彼が真理であると信じる宗教に帰依し信仰することが自由である。

16. 人間はいかなる宗教においても永遠の救済の方法を発見し、また永遠の救済を手に入れることができる。

17. 我々はいかなる意味でも真のキリスト教会に属していないすべての人々が、永遠に救済されることを期待しなければならない。

18. プロテスタンティズムは同じ真のキリスト教のまさに別の形態である。したがって、プロテスタンティズムはカトリック教会と同じように神の心にかなうものである。

④ 社会主義、共産主義、秘密結社、聖書結社、自由聖職者結社

ここに書かれた厄介なものたちは、次の回勅（略）において頻繁に厳しい言葉で強く非難された。

⑤ 教会とその権利に関する誤謬

19. 教会は真の完全な社会ではなく、そして完全に自由な社会ではない。教会は神によって与えられた固有の永久的な権利を持っていない。そして、世俗権力が教会の権利を行使する範囲を定め、その範囲内においてのみ教会は権力を行使できる。

20. 教会は、世俗政府の許可と同意なしにその権力を行使することができない。

21. 教会は、カトリック教会が唯一の真の宗教であることを教義の上で決める権限を持たない。

22. カトリックの教師や著者を縛り付けている義務は、教会の絶対に誤りのない判断によって、すべての人が信ずべきこととして定めた教義にのみ適応される。

23. 教皇と公会議は、彼らの権力の限度を超えることを行い、君主の権利を侵害し、また信仰や道徳に関することの定義における誤りにさえ関与してきた。

24. 教会は軍事力を行使する権力を持たず、また直接的、間接的に世俗的権力を所有していない。

25. 司教固有の権限に加えて、さらなる世俗の権力が明示的または暗示的に世俗政府によって司教に与えられても、世俗政府が望む時はいつでも独自の判断でその権力をはく奪することができる。

26. 教会は財産を取得し所有する固有の正当な権利を持っていない。

27. 教会の聖職者と教皇は、あらゆる世俗の財産の管理と支配から完全に除外されなけれ

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

ばならない。

28. 司教は、政府の許可なしに教皇書簡でさえ公布する権利を有しない。

29. 教皇から与えられた特別の恩典は、世俗政府によって求められたものでなければ、無効である。

30. 教会と聖職者の免税特権は、国法に起源がある。

31. 世俗のことについての聖職者による教会の裁判所は、民事か刑事かによらず、教皇庁に相談することなく、また教皇が反対しても必ず廃止しなければならない。

32. 聖職者の兵役免除の特権は、自然権または衡平法上の権利を侵害することなく撤廃しうる。その廃止は市民的発展によって求められるが、とくに自由主義体制の国家において求められている。

33. 神学上の問題の教理を指導する権限は、教会だけに固有の管轄権に排他的に属しているものではない。

34. 世俗の自由な君主と同様に、教皇が全ての教会を支配できるという教えは、中世に普及した教義である。

35. 公会議の教令あるいは全人民による法律によって、教皇の統治権をローマとその司教から他の司教区や都市に移すことに対する障害はない。

36. 全国教会会議の決定については議論することは許されない。国家は教会会議によって決定された事柄を実行することを要求できる。

37. 国民教会は、教皇の権威から独立し完全に分離されて、設立できる。

38. ローマ教皇たちは、彼らの独断的行為によって、教会を東西に分割した。

⑥ 国家自体とその政教関係に関する誤謬

39. 国家はすべての権利の源泉であり、またいかなる制限も課されない権利を有する。

40. カトリック教会の教えは、社会の善や利益に反する。

41. 国家は、たとえ信仰心のない指導者によって統治されるときでさえ、宗教問題に対して間接的に否定的な権力を行使することができる。したがって、国家は「認可状」(*exequatur*)と呼ばれる権利だけでなく、いわゆる「権利濫用の訴訟権」(*appellatio ab abusu*)を有する。

42. 国法と教会法の間で対立が起こった場合、国法が優先する。

43. 世俗権力は、教皇庁と締結した聖職者の免除特権に関する条項を持つ協定（一般にコンコルダートと呼ばれる）を、教皇庁の同意なしにあるいは教皇庁の反対があっても、破棄し無効を宣告する権利を有する。

44. 国家権力は、宗教、道徳および霊的な事柄に干渉することができる。したがって、国家は教会の司牧者が良心の指導のために公布する通達を規制することができる。さらに、国

家はまた諸秘跡の授与とそれを受けるための必要な準備について布告を出す権利を有する。

45. キリスト教国の青少年が教育を受ける公立学校の管理は、完全に国家の権限に属することができるし、属さなければならない。ただし、司教設立の神学校はある程度免除される。他のどのような権威も学校の規律、教育課程、学位の取得あるいは教師の選択と認定について干渉することはできない。

46. その上、神学校においても、教育方法は国家の方針に従わなければならない。

47. 国家の最善の理論は、国民学校はすべての階級の子供に開かれることを要求する。そして全般的に文学と哲学の教育と、青少年の教育のためのすべての公教育施設は、あらゆる宗教的権威、政府および介入から自由であるべきである。そして為政者の望みと時代の共通の要望に応じて、世俗的、政治的権力に従うべきである。

48. この青少年の教育制度は、カトリック信仰や教会の権限から離れ、自然に関する知識と地上の社会生活だけの目的を排他的にあるいは少なくとも優先的に教育するところにあるが、この制度をカトリック教徒は承認することができる。

49. 国家権力は、高位聖職者と信徒たちが自由にかつ相互に通信し、さらに教皇と通信することを阻止する権利を有する。

50. 世俗権力は、自然権として司教を推薦する権利を有し、また、教会法に基づく教皇からの任命と教皇庁からの教皇書状を受け取る前に、司教区の統治を司教に要求することができる。

51. さらに世俗政府は、司教を解任する権利を有し、司教区の設立と司教の任命に関してローマ教皇に従う義務はない。

52. 政府は、教会によって規定された男女の修道誓願の年齢を変える権利を有する。また、政府はすべての宗教団体に政府の許可なしにいかなる人間にも終生誓願を立てることを認めなければならないと命じることができる。

53. 修道会を保護しまたその権利と義務を規定する法律は、廃止されるべきである。それどころかむしろ政府は、いったん修道生活に入ったが誓約を破棄し修道生活を離れたい全てのひとびとを支援してもよい。政府はまた修道院を閉鎖し、共住聖職者団と定住義務のない聖職者禄、聖職授与権を撤廃し、これらの財産と収入を国家の管理にゆだねることができる。

54. 王および王位継承者は教会の裁判権から免除されるだけでなく、裁判権の問題を法廷で争う場合、教会よりも上位にある。

55. 教会は国家から分離され、国家は教会から分離されなければならない。

⑦ 自然倫理とキリスト教的倫理に関する誤謬

56. 道徳律は神の承認を必要とせず、人間の法律が自然法と一致する必要もなければ神から許可を受ける必要もない。

57. 哲学、道徳さらに国内法は、神と教会の権威からは分離されうるし、また分離されなければならない。

58. 物質的力のみが承認されるべきである。あらゆる手段によって富を蓄積、増加し快楽を追求することだけを倫理の正しい基準にしなければならない。

59. 権利は物質的現実の中にあり、また人間のすべての義務はむなし言葉であり、すべての人間の行為は権利の力を持つ。

60. 権威は、数的優越と物質的力の総体である。

61. 不正義な行為が成功するならば、その行為は権利の神聖さを侵害するものではない。

62. 不干渉と呼ばれる原則を宣言し、守らなければならない。

63. 正統な君主に服従を拒否すること、さらに彼らに反旗をひるがえすことは許される。

64. 公式の誓いを破ることも、永遠法に反する不道徳で凶悪な行為も、愛国心から行われたものであれば非難されないだけでなく、完全に合法的であり高い称賛に値する。

⑧ キリスト教的婚姻に関する誤謬

65. キリストが結婚を秘蹟の尊厳にまで高めたと主張することは絶対に証明できない。

66. 婚姻の秘蹟は契約の付属物に過ぎず、結婚から秘蹟は分離できる。秘蹟は結婚の祝福だけで成立する。

67. 自然法によれば結婚の絆は解消しうるものである。多くの場合、正当な理由のある離婚は国家によって許可されうる。

68. 教会は結婚の無効障害を宣言する権限を持たない。国家のみがこの権限を有し、障害を取り除くことができる。

69. 教会は時代とともに無効障害を導入し始めたが、この権利は教会独自のものではなく、世俗権力から借りたものであった。

70. 教会が結婚の無効障害を持たないと主張する人々を非難し破門するトレント公会議の規定は教義ではなく、借りてきた権力によるものと理解されなければならない。

71. 民法がもう一つの形態の結婚を定め、民法がこの新しい形態の婚姻は有効な結婚であると布告する場合には、トレント公会議で決められた厳粛な結婚の形式を守らなくとも無効にはならない。

72. ボニファティウス八世は、叙階式で述べられた純潔の誓願によって結婚が無効になると宣言した最初の人物である。

73. キリスト教徒間の結婚は、民法上の契約だけによって有効である。そして、キリスト教徒間の結婚契約は常に秘蹟であるとか、秘蹟がなければ契約がないというのは誤りである。

74. 結婚に関する訴訟と婚姻は、その性質から民法に属する。

⑨ 教皇の世俗権力に関する誤謬

75. キリスト教徒とカトリック教会は、世俗権力と霊的権力の両立性について意見の対立がある。

76. 教皇庁が持っていた世俗権力の放棄は、教会の自由と繁栄に極めて大きく貢献するだろう。

⑩ 近代的自由主義に関する誤謬

77. 今日、カトリックのみを国家の唯一の宗教と認め、他のすべての宗派を排除することはもはや通用しない。

78. カトリック国と呼ばれる国において、移住者には彼らの独自の宗教の儀式を行うことが法律によって賢明にも認められている。

79. さらに、すべての形式の宗教に法律上の自由を与え、あらゆる意見や思想を公に表明する権力をすべての人に与えることは、道徳と人々のところを破壊し、宗教無関心主義を蔓延させることになるというのは誤りである。

80. ローマ教皇は彼自身で進歩、自由主義、近代文明と和解し合意し得るし、またそうしなければならない。

II. 第一ヴァチカン公会議と自由カトリシズムによる抗議

(1) 第一ヴァチカン公会議による教皇の不可謬性承認

1868年6月29日ピウス九世は自由主義思想に対抗し教皇権の権威を確立するために公会議を招集する大勅書『エテルニ・パートリス』を公布し、69年12月8日を開始日と発表した。公会議とは全世界のカトリックの高位聖職者（司教や修道院長など）を集めて行うカトリック教会最高の会議であり、第1回のニケーア公会議（325）から数えて今回は20回目の公会議であり、前回のトレント公会議（1545-1564）から300年以上が経過しての開催であった。

公会議の議題で最も注目されたのは教皇の不可謬性をめぐる議論だった。1869年2月発行のイエズス会の雑誌『カトリック文化』（*Civiltà Cattolica*：キビルタ・カトリカ）に掲載された「フランスからの手紙」と題された論文は、公会議において『謬説表』の教義を承認し、さらに教皇の不可謬性の教義の決定が望まれていると述べた²¹⁾。これによってヴァチカンが教皇の不可謬性を公会議で提案することが明確となり、公会議に参加する聖職者たちは支持派と反対派に分裂した。

一方、政治指導者たちも国家と無謬性を持つ教皇との関係が将来問題になるとして懸念を持った。1869年4月、バイエルン首相は間近に迫った公会議にヨーロッパ諸国が協調して

対応するように努めた。しかし、宗教的な中立性を理由にすべての大国はバイエルンのイニシアティブを受け入れなかった²²⁾。

1869年12月8日、教皇ピウス九世によって第一ヴァチカン公会議が開会した。会議に参加したのは投票権を持つ高位聖職者1084名中774名であった。公会議では、主に教義に関する討論と決定が行われる予定だったが、準備された議題の一部しか審議することができなかった。最終的に公会議で決定されたのは教義憲章と教皇の無謬性であった。

公会議ではまず1870年3月から教義に関する検証が討議され、4月24日にカトリック信仰の教義上の憲章『デイ・フィリウス』(*Dei Filius: Dogmatic Constitution on Catholic Faith*)が採択された。憲章において「信仰と理性とは決して矛盾することはありえず、相互に相助け合う」と決議された²³⁾。

1870年3月7日ピウス九世は、不可謬性について討議するよう公会議に要請した。不可謬性の教義によると教皇が教会の教えについて教皇座から (*ex cathedra*) 語る時、誤謬はありえないことになる(教皇座宣言)²⁴⁾。まず、4章からなる草案が5月9日の集会に提出された。教皇によって作成された会議の議事日程は、十分な討論の時間がなく、また不可謬説に反対の司教は会議の重要な委員会から締め出された。

公会議出席者はこの不可謬性問題で分裂した。教皇の不可謬性への賛否は参加者の出身国の中で大きな違いがあった。ドイツとオーストリアの聖職者は大部分が反対であった。とくにドイツの反対派司教にはメルハース、ケテラー (Wilhelm Emmanuel von Ketteler, 1811-1877)²⁵⁾ などウルトラモンタニズムの代表的人物として知られる司教も含まれていた。また、フランスからの参加者の約3分の1が反対し、アメリカの聖職者も同様であった。一方イタリアの司教で反対するものは僅かであった²⁶⁾。

秘密会議における最初の投票には601名が出席し88名が反対し、142名が棄権か保留をした²⁷⁾。つまり、230名が不可謬性宣言に同意せず、彼らは反対論を文書あるいは口頭で発表して修正を要求した。たとえばロツテンブルクのヘーフェレ (Hefe) 司教は歴史の見地から、ウィーンのラウシャー (Rauscher) 司教は教義学的立場から反対し、プロテスタント国家プロイセンと緊張関係にあるドイツ・マイントのケテラー司教は現実の見地から反対した²⁸⁾。

しかしながら、教皇は修正を拒否し、7月13日最終案が公会議に提出された。反対論を押し切り最終投票が行われることがわかると、この宣言に反対した司教たちの大半は総会を欠席することになり100名以上が最終投票前にローマを去った。1870年7月18日の公会議総会において教皇不可謬性の教義『パストール・エテルヌス (永遠の牧者)』(*Pastor aeternus*)は賛成533、反対2で採択され公布された。反対したのは伊シシリ島Cajazzoのリッコ司教 (Bishop Ricco) と米アーカンソー州リトルロックのフィッツジェラルド司教 (Bishop Fitzgerald) であった。だが、最終的にすべての司教が不可謬性の教義を受け入れ

教会にとどまることになった²⁹⁾。

不可謬性は以下の通り定義された。「ローマ教皇が教皇座から語るときは、すなわち全キリスト者の牧者および教師の任務を遂行する際に彼の至高の使徒的權威によって普遍教会が守るべき信仰や良俗に関する教説を定めるときは、聖ペトロを介して教皇自身に約束された神の援助のゆえに、教皇は、その不可謬性を享有する」³⁰⁾。

公会議は 1870 年 7 月 18 日に中断され、その直後に普仏戦争が勃発した。教皇のいるローマを守護していたフランス軍は普仏戦争のためローマを離れた。9 月 20 日にイタリア軍がローマに侵入し支配下に置いた。ピウス九世は侵入者に破門を宣告し、自らヴァチカン宮殿に閉じこもり「四人」生活を送ることになった³¹⁾。10 月に再開する予定だった公会議は、10 月 20 日の大勅書「ポストクワム・デイ・ムネレ」によって無期限延期となり、会議が再開されることはなかった。

(2) 自由カトリシズム

王政復古期以降のカトリシズムにおいてウルトラモンタニズムと並んで台頭したのが自由カトリシズム（英：Liberal catholicism, 仏：catholicisme libéral, 独：Liberaler Katholizismus）の潮流である。自由カトリシズムはカトリシズムと自由主義の和解を求める思想であり、主にフランスやベルギーなどラテン系諸国で顕著にみられたカトリック思想である。

フランスの自由カトリシズムの元祖は、ウルトラモンタニズムから転向したラムネーである³²⁾。ラムネーは一方で宗教、教育、出版、結社の自由を要求し、他方で、政教分離を要求した。ラムネーの思想は下級聖職者を中心に広がり、1830 年の七月革命はラムネーの思想の実現であるかに思われた。ラムネーとそのグループは「神と自由」(Dieu et la liberté) を掲げる機関紙『未来』(*L'Avnir*) を発行し、各種の自由や政教分離、さらには普通選挙など民主主義的要求を行った。グループの主要なメンバーにはモンタランベール (Charles René Forbes de Montalembert, 1810-1870) やラコルデル (Jean-Baptiste-Henri Lacordaire, 1802-1861) がいた。

しかし、ラムネー等の自由カトリシズムの潮流はカトリシズムの主流となることはできなかった。教皇グレゴリウス十六世 (Gregorius XVI, 在位 1831-46) は 1832 年の回勅『ミラリ・ヴォス』(*Mirari vos*) で名指しこそしなかったがラムネーの教説を批判し、1834 年の『シングラリ・ノス』(*Singulari nos*) によってラムネーはカトリック教会から破門された。なお、グループの他のメンバーは批判を受け入れラムネーから離れた³³⁾。

ベルギーは、1815 年にウィーン会議の結果カルヴァン派のオランダ王国に編入された。ベルギーのカトリシズムは自由主義者と「統一同盟 (ユニオニズム)」を結成してオランダ支配に対抗するようになった。1830 年のオランダからの独立戦争はユニオニズムが主導し独立を勝ち取った。そして 1831 年に当時のヨーロッパで最も自由主義的とされる憲法が制

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

定された³⁴⁾。

このような歴史的過程を経た結果、当初は戦術的観点から自由主義者との同盟を形成したカトリックは、自由主義的な憲法を認め自由カトリシズムを基本方針とするようになった。ベルギーの自由カトリシズムは自由主義と民主主義を掲げ、キリスト教民主主義の先駆となる思想であった。ラムネーはこうしたベルギーの自由カトリシズムから大きな影響を受けた。なお、ラムネーを破門した教皇庁もベルギーの特殊性に配慮し、ベルギーのカトリック教徒を直接批判することはなかった。

第二帝政期のフランスではラムネーのもとを去ったモンタランベールを中心に機関紙『コレスポンダン』(*Le Correspondant*)を中心とする自由カトリシズムの運動が起き、これはフランスのみならずヨーロッパ全域において展開した。モンタランベールが掲げたスローガン「自由な国家における自由な教会」(*L'Eglise libre dans L'Etat libre*)は19世紀後半における自由カトリシズムのスローガンとなった³⁵⁾。

モンタランベールは教会が国家の暴力によって守られることはふさわしくないと批判し、ラムネーと同じく自由主義国家においてこそ教会は発展すると主張した。1863年にベルギーのメッヘレンで開かれたカトリック信徒大会で彼は上記スローガンのもと教会の使命は立憲的自由主義と民主主義を和解させることであると説いた³⁶⁾。しかし、イタリア統一運動のカヴール(Camillo Benso conte di Cavour, 1810-61)も同様のスローガンを61年の議会で述べていたためモンタランベールは教皇庁国務長官アントネッリ(Giacomo Antonelli, 在任1848-76)から批判を受けることになった³⁷⁾。

ドイツでは1848年の三月革命においてカトリック教徒が自由主義者と協力した。そしてカトリシズムは自由主義者と連携しフランクフルトやベルリンの国民議会選挙に候補者を擁立し、ケルンでは当選を果たした。ただし、ドイツの自由カトリシズムは、国家と教会の分離を拒否し国家からの教会の独立を主張し、公立学校におけるカトリック教会の影響力の保持に努めた。したがって、ドイツの自由カトリシズムはベルギーと比べかなり保守的な思想潮流であった。これにはプロテスタントの強いドイツの国内事情が反映されている。

イタリアにおいて自由カトリシズムはイタリアの統一と教会の改革の二つの目標を持って現れた。1846年の教皇選出では保守派の候補者を破って教皇に選出されたピウス九世は当初は自由主義者とみなされていた。実際、彼は教皇に即位すると政治犯に恩赦を与え囚人を釈放するなど自由カトリシズムへの期待が高まった。1848年の二月革命でイタリアの自由カトリシズムは高揚し、第一次イタリア独立戦争に協力した。

しかし、二月革命における民衆の盛り上がり危機感を抱いたピウス九世は独立戦争への協力を拒否した。そして自由カトリシズムから離脱し、保守的のウルトラモンタニズムを強化する方針に転換した。それでも自由カトリシズムは第二次独立戦争で戦争を支持し、イタリア統一のための国民投票にも積極的に参加した。だがイタリア独立後、教皇は司教には教皇

に忠実なものだけを任命するようになり、イタリアに自由カトリシズムの司教はいなくなる事態となった。

(3) 自由カトリシズムのデリンガーによる批判

第一ヴァチカン公会議に対してはカトリック教徒の中からも批判する動きがあった。なかでもカトリック司祭でミュンヘン大学教授の教会史家のデリンガー (Johannes Joseph Ignaz von Döllinger, 1799-1890) は、教皇の不可謬性を教義とすることに反対する自由カトリシズムの先頭に立った³⁸⁾。

デリンガーはドイツのバンベルクに生まれ 1822 年に司祭叙階し、26 年以降カトリックの大国バイエルンのミュンヘン大学で教会史の講座を担当した。彼は 19 世紀における最大の教会史家として知られる。当初彼はウルトラモンタニズムの信奉者であった。そのため歴史家ランケ (Leopold von Ranke, 1795-1886) の『16 世紀および 17 世紀のローマ教皇、その教会と国家』³⁹⁾ (1834-1836, 以下、『教皇史』と略記) に対して痛烈な批判を行ったことでも知られる⁴⁰⁾。

プロイセンの歴史学者ランケの主著の一つで彼の最も読まれた著作でもある『教皇史』が 1834 年に出版された。出版当初は、ナポレオン戦争後のカトリックとプロテスタントの和解の雰囲気の中で本書はカトリックの側からも評価された。しかし、次第にカトリックでウルトラモンタニズムの潮流が強くなると『教皇史』も批判の対象とされ、デリンガーはこれを批判するカトリック歴史家の急先鋒となった。1841 年、『教皇史』はヴァチカンの禁書目録に入れられた⁴¹⁾。

しかし、1850 年以降、デリンガーはウルトラモンタニズムから離れていく。彼は古代教会史を研究することで新スコラ派の神学と対立し (1851-60)、教皇のドイツへの介入さらに教皇制度に反対する立場をとった。また、歴史学者としてもデリンガーは、当初はランケ批判を行ったが、のちにはむしろランケ流の純粋な歴史的観点からの研究者となった⁴²⁾。そして、1854 年の聖母無原罪懐胎宣言、1864 年の『謬説表』を批判し、政教問題について教会の自由を主張した。

ヴァチカン公会議が始まるとドイツの『アウグスブルガー・アルゲマイネ・ツァイトウング』 (*Augsburger Allgemeine Zeitung*) 紙にクイリヌス (Quirinus) の筆名で公会議に対して批判的な 69 通の手紙「ローマだより」が 5 回連載で掲載された (1869-70)。著者はデリンガーであり、彼は公会議で議論されている教皇至上主義に反対した。彼の論説はドイツのみならず全欧で反響を呼んだ。ローマでの公会議の模様をデリンガーに知らせていたのは弟子のイギリス人歴史家アクトン (John Emerich Edward Dalberg Acton, 1834-1902) であり、彼はデリンガーの思想をイギリスのカトリック雑誌『ランブラー』 (後継誌『内外評論』) で広めた。

また、デリンガーは教皇の不可謬性を教義とすることに反対して、バイエルン政府を動かして他国の政府にも働きかけさせたが成功しなかった⁴³⁾。

第一ヴァチカン公会議後もデリンガーは教皇の不可謬性の教義への同意を拒否した。彼は1871年には教会への服従を留保した書簡を出版し、無謬性を拒否した。このためデリンガーは1871年に教皇庁によって破門され、72年には教授権をはく奪された。不可謬性の教義に反対した人々は、71年9月に「1870年7月以前の教会」という意味で「古カトリック教会」(Altkatholiken)を設立した⁴⁴⁾。デリンガーは「古カトリック教会」の設立に関与し指導者たちと親交があったものの所属はしなかった。なお、73年彼はバイエルン王ルードヴィヒ二世(Ludwig II, 在位1864-1886)によってバイエルン学士院総裁に任ぜられた。

(4) イギリス自由カトリシズムとアクトン卿

当時のイギリスのカトリックで自由主義者は少数であったが、知識人の中で大きな影響力を持っていた。その中心が1848年に創刊された月刊『ランブラー』(*The Rambler*)誌であった⁴⁵⁾。同誌は新しい批判的歴史学が提起する問題に学問的に対応することを目的に国教会からカトリックに改宗した少数の知識人により創刊されたが、次第に取り扱う範囲を拡大し既存の教会を批判する自由カトリシズムの雑誌として発展した。『ランブラー』誌は国教会の牧師から自由カトリシズムの代表的な知識人となったリチャード・シンプソン(Richard Simpson, 1820-76)が編集者を務めていたが、保守的な司教たちと対立が深まった。そこで1859年にニューマン(John Henry Newman, 1801-90)⁴⁶⁾が編集長に就任した。しかし、両陣営の対立はさらに高まり、数カ月でニューマンは辞任しアクトンが編集長に就任した⁴⁷⁾。

イギリスの自由カトリシズムを代表する知識人アクトンは、デリンガーの弟子の歴史家である。アクトンはその学識と見識をもとに健筆をふるい編集に尽力した結果『ランブラー』誌はカトリックの刊行物としてはかつてない成功を収めた。同誌の自由主義的主張はより鮮明になったが、マニング(Henry Edward Manning, 1809-92)⁴⁸⁾を先頭とする保守的なカトリック聖職者からは敵視されることになった。1862年4月、ピウス九世の自由主義を敵視する政策を批判する複数の掲載論文を司教たちが問題視したため、同誌はヴァチカンからの批判を受けた。アクトンは批判を受け入れ雑誌は廃刊となった。

しかし、アクトンはほぼ同様の編集方針を取る『内外評論』(*The Home and Foreign Review*)を1862年に創刊した。ところが1863年12月21日に科学的自由を厳しく批判する教皇小書簡『トゥアス・リベンテル』(*Tuas libenter*)が出されたため、ヴァチカンとの正面对立を回避するため同誌も1年後には廃刊せざるを得なかった⁴⁹⁾。この書簡は、デリンガーを指導者とするカトリック神学者たちが1863年9月にミュンヘンで行った会議に対する教皇の疑念が直接の発端であった。デリンガーと密接な関係にあるアクトンとしては慎重

にならざるを得なかったものと考えられる。

アクトンの名前は、我が国では「権力は腐敗する、絶対的権力は絶対的に腐敗する (Power tends to corrupt, absolute power corrupts absolutely)」⁵⁰⁾ の警句と『ケンブリッジ近代史叢書』(Cambridge Modern History, 1902-12) 全 12 巻の創刊者、編者として知られているが、彼はイギリスの自由カトリシズムを代表する人物でもある⁵¹⁾。

アクトンの祖父サー・ジョン・アクトン (Sir John Francis Edward Acton, 1736-1811) は、フランスのブザンソンで生まれたイギリス海軍の将校であった⁵²⁾。彼は 1778 年にナポリ王国に招かれて国王フェルディナンド四世 (Ferdinando IV, 在位 1759-1806) に仕えて海軍増強に尽力した。そしてナポリ王国の海軍長官と商業長官を務め、89 年に首席大臣となった。彼は終始反仏政策をとったが、1806 年のフランス軍によるナポリ侵入で失脚し、イギリス軍の擁護のもとにシチリア島のパレルモに逃れた。

サー・ジョンの長男サー・ファーディナント (Sir Ferdinand Richard Edward Acton, 1801-37) は、准男爵で外交官でありフランスの貴族マリ・ペリヌ・ド・ダルベル (Marie Peline de Dalberg, 1812-60) と結婚し、ジョン・アクトンはナポリで誕生した。アクトンの家系は、父方、母方ともに熱心なカトリックであり、叔父のチャールズ・アクトン (Charles Edward Januarius Acton) は 1842 年に枢機卿に任じられている⁵³⁾。こうしてアクトンは、国籍はイギリスだがまさにヨーロッパ人として成長したのである。

なお、熱心なカトリック教徒であったことがイギリス人のアクトン家がイギリスを離れてヨーロッパ大陸で生活するようになった大きな理由であると考えられる。なぜなら、1673 年にイングランド議会は、審査法を制定し非国教徒が公職に就くことを禁じていたからである。なお、1820 年代になるとイギリスで自由主義改革が行われ、1828 年に審査法は廃止された。さらに、翌 29 年にはカトリック教徒解放法が成立し、イギリスにおいて法律の上でのカトリック教徒に対する差別は撤廃された。

アクトンが誕生した翌年の 1837 年に父親が早世する。母は後に第二代グランヴィル伯爵 (George Leveson-Gower, 2nd Earl of Granville, 1815-91) となるホイッグの大貴族と再婚した。彼は後に自由党政権において外務大臣などの要職を歴任する大物政治家であった⁵⁴⁾。敬虔なカトリック教徒の母はアクトンを 1842 年パリの司祭の私塾で 2 年間の教育を受けさせ、ついでアイルランドのオスコットにあるセント・メアリーズ・カレッジで 6 年間カトリック教徒としての教育を受けさせた。アクトンが大学進学年齢に達すると、義父のグランヴィル伯爵はアクトンを貴族として育てるためにオックスフォードかケンブリッジのいずれかの大学に入学させようとした。しかし、アクトンが入学を申し込んだケンブリッジの三つの学寮は、彼がカトリック教徒であるために入学を拒んだ。

そこでアクトンは 1850 年夏にバイエルン王国ミュンヘン大学に 16 歳で留学した。ミュンヘンでは遠縁のデリンガーの家に下宿しデリンガーとは疑似親子関係が形成され学問と信仰

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

の両面で大きな影響を受けた。ミュンヘン留学は6年に及びアクトンはデリンガーの「教会史」の講義などを聴講したが、とくに「世界史の諸時代」の講義を行っていたランケに対しては敬意の念を抱いた。アクトンは、ミュンヘンにおいて最先端の歴史学とくにランケに始まる近代的な実証史学を修得したのである。

ミュンヘン留学を終えたアクトンは欧米各地を旅行しフランスではカトリック自由主義者のモンタランベールや『アメリカの民主主義』の著者トクヴィル (Alexis de Tocqueville, 1805-59) などとも会談した。1857年にイギリスに戻ったアクトンは、先祖伝来の土地であるシュロップシャーのオルデナムで歴史研究に取り組んだ。

アクトンは1859年の総選挙で義父が用意した選挙区で当選し自由党の庶民院議員となった (1859-64)。しかし、彼の関心は政治活動よりも歴史学や信仰にあった。59年アクトンは自由主義的なカトリック系雑誌『ランブラー』の編集を任された。しかし、ヴァチカンからの批判を受け雑誌は1864年に廃刊となった。『謬説表』を付した回勅『クワンタ・クワラ』が発表されたのはこの年の12月のことであった。

その後、アクトンは自由党の大物政治家グラッドストーン (William Ewart Gladstone, 1809-98) と知り合い深い親交を結んだ。1868年から首相となったグラッドストーンにとりアイルランド問題や国際関係の観点から教皇庁との関係は重要であった。とくに69年から始まった第一ヴァチカン公会議で教皇の不可謬性が承認されることは好ましくなかった。グラッドストーンは69年にローマ滞在中のアクトンを男爵に叙しアクトンは貴族院議員アクトン卿 (Lord Acton) となった。これにはヴァチカン公会議に出席するアクトンを後押しする意図が込められていた。

アクトンは公会議開催直前にローマ入りし、ケテラーなど不可謬性宣言反対派の司教たちを支援した。彼は、デリンガーに公会議での審議状況について詳細な情報を伝えた。しかし、反対派は結局採決前にローマを去ることになった。落胆したアクトンも無謬性教義の決定後ローマを去った。ただし、師のデリンガーとは異なりアクトンはカトリック教会にとどまった。

歴史家としてアクトンは、ドイツで学んだ実証史学にもとづきヨーロッパ各地の文書館で史料調査を行い、その成果のほとんどを学術誌に発表した。また、1886年創刊の学術誌『イングランド史』 (*English Historical Review*) の創刊者の一人でもあった。アクトンの歴史的関心は自由主義的な制度の優位性を歴史の中に見出すことにあり、自由の歴史に関する大著を計画していたが、生前に刊行された単著は一冊もなかった。

1895年、首相のローズベリ卿 (Lord Rosebery) の推挙によってアクトンは、サー・ジョン・シーリー (Sir John Robert Seeley, 1834-95)⁵⁵⁾ の後任としてケンブリッジ大学歴史学欽定講座教授に61歳で指名された。96年彼はケンブリッジ大学出版部の依頼により『ケンブリッジ近代史叢書』の出版企画に参加することとなった。彼は自ら初代編集者となり以後

7年間にわたり出版を準備したが、刊行の4か月前に亡くなった。

Ⅲ. 各国における反カトリックの動き

19世紀前半までのヨーロッパの自由主義国家は、イギリスを除けば1830年にオランダから独立したベルギーと同年七月革命後のフランスにほぼ限られていた。しかし、19世紀後半になると多くのヨーロッパ諸国が自由主義的国家となった。イタリアでは1848年以降自由主義的となったサルデーニャが主導して統一運動が進み61年に統一国家としてのイタリア王国が成立した。オーストリアでは66年の普墺戦争での敗北をきっかけとして自由主義者が実権を握った。

ドイツにおいてもバイエルン、バーデン、ヴュルテンベルグで1860年ころに行われた選挙で自由主義派が勝利した。プロイセンではビスマルク（Otto von Bismarck, 1815-98）による強権的政治が続いたが58年の「新時代」（Neue Ära）とともに自由主義派が勢力を増した。さらに71年成立のドイツ帝国においてビスマルクは自由主義的な政策を実施した。こうして1870年ころのヨーロッパのほとんどの国は自由主義的な国家となった。そして、これらの自由主義国家は反教権主義的な性格をもっていたのである。

第一ヴァチカン公会議によって教皇の不可謬性の教理が認められたが、こうした極端に保守的で硬直的な姿勢はヨーロッパ各国でカトリック教会に対する警戒感をもたらした⁵⁶⁾。カトリック教徒とくに聖職者や教師に対しては国外の権威に従うウルトラモンタニズムの手先として疑惑の目で見られるようになった。ピウス九世の反近代的・反自由主義的路線に対して各国はとくに公教育における政教分離政策を軸に対抗していくことになる。

ピウス九世はイタリア統一運動で教皇領の多くを失い、1870年ついにローマを失い世俗領主でなくなった。教皇は、自分は「道徳上の囚人」であると抗議しヴァチカン宮殿に籠ったまま死んでいった。また、教皇に忠実なイエズス会は1872年にドイツにおいて禁止され、1880年にはフランスからも追放された。

(1) ドイツにおける文化闘争

1871年1月にプロイセン国王を皇帝とするドイツ帝国が誕生した。帝国宰相ビスマルクは、自由主義の国民自由党（Nationalliberale Partei）と協力関係を築き政策を実行していった⁵⁷⁾。宰相は行政を司り皇帝に対してのみ責任を負い帝国議会に対して責任を持たないが、法律の発効には議会の承認が必要であった。帝国発足後10年間のドイツは自由主義の時代であった⁵⁸⁾。

プロテスタントのプロイセンが主導するドイツ帝国には人口の約2/3を占めるプロテスタントと約1/3を占めるカトリックの二大宗派があった。カトリック人口の大きな地域は、バ

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

イエレン、ヴェルテンベルグ、バーデンなど南部とラインラント、ヴェストファーレンであった。また、フランス語地域と上シユレジェンの一部もカトリック地域であった⁵⁹⁾。

ドイツのカトリック教徒はオーストリアの指導下でのいわゆる大ドイツ主義 (Grossdeutschtum) による統一を支持してきた。しかし、1866年の普墺戦争でオーストリアが敗北したことによって大ドイツ主義的ドイツ統一は挫折した。ビスマルクはプロイセンの指導下での小ドイツ主義 (Kleindeutschtum) に基づく統一を実現した。また、この戦争により南部はオーストリアという後ろ盾を失って孤立し、プロイセンは多数のカトリック人口を得た⁶⁰⁾。なおプロテスタントは、自由主義者と同様にビスマルクの反教権主義的な政策におおむね賛成していた。

1870年にカトリック教徒はまずプロイセンにおいて中央党 (Zentrumspartei) を創設した。同党はすぐに全ドイツに拡大した⁶¹⁾。中央党は連邦主義を主張し、西南ドイツや中産階級および労働者を支持基盤とした。中央党は1871年の帝国議会選挙において得票率18.6%で63人が当選したが、帝国の統一を重視するビスマルクは中央党を「帝国の敵」(Reichsfeind) とみなした。ビスマルクにとってドイツの近代化と国民統合を推進するうえで、分権主義的でローマ教皇庁に従うカトリックは「帝国の敵」であり、ローマ教皇庁からのドイツ政治への影響を完全に排除するために、カトリック教会を国家の監視のもとに置く必要があると考えた。

ビスマルクは1871年から後に文化闘争 (Kulturkampf) と呼ばれることになる反カトリック闘争を起こした⁶²⁾。国民自由党はルター主義の立場から文化闘争に協力した。71年7月にプロイセン文部省内のカトリック局を廃したビスマルクは、72年1月国民自由党に近いファルク (Adalbert Falk, 1827-1900) をプロイセン文部大臣に任命した。ファルクは反カトリック的な人物であり、カトリック教会に対して強圧的な法律を發布していく。

文化闘争が本格化したのは1871年12月の刑法改正である。改正によっていわゆる教壇条項 (Kanzelparagraph) が帝国法に導入され、聖職者が説教壇から公共の秩序を乱すような言動を行うことが禁じられた (刑法130条)。これにより聖職者による政治扇動には罰則が科せられ、政府とカトリックとの対立の火ぶたが切られた。

文化闘争において学校教育における国家の管理と教会の影響力の排除が目標とされた。1872年3月にはプロイセン学校監督法が通過し学校教育から教会の監督権を排除して国家の監督下に置き、聖職者が学校で教えることが禁じられた。ビスマルクの反教皇の姿勢は強く72年5月14日には帝国議会で彼は「我々は肉体的にも精神的にもカノッサには行くべきではない」という有名な演説を行った⁶³⁾。そして1872年7月に帝国レベルでイエズス会法が發布され教皇至上主義のイエズス会は活動を禁止されドイツから追放された⁶⁴⁾。

最初に文化闘争の語を用いたのは病理学者で進歩党 (Fortschrittspartei) のフィルヒョー (Dr. Rudolf Virchow) であった⁶⁵⁾。彼は1873年1月17日のプロイセン議会において聖

職者による教育に関する法律の議論においてこの語を用いた⁶⁶⁾。さらに同年3月にプロイセン下院選挙でのアピールで彼は文化闘争の語を用いたが、この語は単にカトリックと国家との対立以上の意味があった。フィルヒョーは、文化闘争によって技術的な文明と教会が擁護する反近代主義との対立を表現していた⁶⁷⁾。

文化闘争は1873年になり激しさを増した。ビスマルクは73年3月10日プロイセン議会での有名な演説で文化闘争を世俗の権威と聖職者の権威との間の古くからの対立であると規定した(Königthum und Priesterthum)⁶⁸⁾。そして1873年のプロイセン「五月諸法」(Maigesetze)はカトリック教会に大きな打撃を与えた⁶⁹⁾。「五月諸法」によって教会の懲戒権からローマ教皇が排除され、司祭や司教の任命や聖職者の教育は国家が行うことになり、神学生には国家試験を受けることが義務付けられた。こうしてすべての教会活動は国家の統制のもとにおかれた。さらに1875年には禁止法(Sperrgesetz)でカトリック教会は国家による補助をほとんど失い、修道院法によって純粋に病院経営を行う修道院をのぞくすべてのプロイセン内の修道院は禁止された。

これに対して、1875年ピウス九世は反カトリック的なプロイセンの法律を無効であるとし、これらの法律に従うものを破門にすると宣告した⁷⁰⁾。ビスマルクの意図に反して、文化闘争は中央党の結束を強くしカトリック勢力を強化する結果を招いた。文化闘争が本格化する中で行われた1874年の帝国議会選挙ではカトリック教徒の83%が中央党に投票し、同党は得票率を27.9%とし、前回の63名を大幅に上回る91名が当選して議席の1/4を獲得した⁷¹⁾。さらに77年の選挙では93名が当選した⁷²⁾。カトリックの激しい抵抗にあいビスマルクは文化闘争に勝利することができなかった。

中央党は、バーデンのカトリック人民党、バイエルンの愛国党、プロイセンの中央党が1871年のドイツ帝国成立に伴い合同してつくられた寄り合い所帯であり当初は統一性が低かった。しかし、ビスマルクに匹敵する強固な意志の持ち主で前ハノーファー司法大臣のヴィントホルスト(Ludwig Windthorst, 1812-91)が党右派の卓越した指導者として登場し、中央党の党首となった。ハノーファーは普墺戦争(1861)の結果プロイセンに併合されたが、ヴィントホルストは帝国議会議員兼プロイセン下院議員として中央党を率いてビスマルクに立ちはだかった。中央党は文化闘争を経験することによって党としての統一性が強化される結果になったのである。

また1879年の保護関税法を巡って国民自由党が分裂したことにより、ビスマルクの自由主義路線は維持できなくなった。他方、1878年2月にピウス九世が亡くなりより柔軟なレオ十三世(Leo XIII, 在位1878-1903)が即位した。新教皇はドイツ皇帝ヴィルヘルム一世(Wilhelm I, 在位プロイセン国王1861-88, ドイツ皇帝1871-88)宛の書簡でドイツとの友好関係の回復を望み、「5月諸法」の撤廃やファルクの罷免など譲歩がなされるならばドイツに対して理解を示すとの意思を示した。ビスマルクもカトリックの中央党が保守政党であり

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

社会主義の脅威とは比較にならないことを理解し両者は和解に向かった。ビスマルクと教皇庁は交渉を重ね79年7月文相ファルクは辞職した。

1880年、ビスマルクはカトリック教会に対する国家の補助金を復活した。さらに80年から87年に「五月諸法」が漸次撤廃されていった⁷³⁾。こうして文化闘争は終了し1887年教皇庁は文化闘争の終結を宣言した。なお、イエズス会法についてはその一部（第2条—イエズス会の禁圧）が1904年に廃止され、すべてが廃止されたのは1917年のことであった。しかし、民事婚の強制や国家による学校への監督は維持された。ビスマルクがカノッサに行ったのか（敗北したのか）について評価は分かれている⁷⁴⁾。本稿では、文化闘争によって当初はまとまりのなかったカトリックを結束させ、中央党を有力な政党として育成することになった点、社会民主党（SPD: Sozialdemokratische Partei Deutschlands）もまたビスマルクの弾圧によって中央党と同様に強化された点を指摘しておく。

(2) 政教分離に向かったフランス

フランスにおいてカトリックと共和主義の対立の中心は学校問題であった。革命前のフランスでは教育は教会の特権であった。フランスでは、1801年にナポレオンのもとで共和国と教皇ピウス七世との間で結ばれた政教協約（コンコルダート: concordat）によって国家と教会の関係が規定されてきた。政教協約によって、フランス革命によって否定されたカトリック教会は復権し、聖職者は公立学校での教育を認められ教会は学校教育における優越的な地位を得た⁷⁵⁾。

1830年代、40年代にフランスのカトリック教会は民衆の心をとらえて復活し繁栄を取り戻した。聖職希望者はその後超えられることのない水準にまで高まった⁷⁶⁾。1848年の二月革命でも教会は1789年や1830年の革命で受けたような攻撃や破壊を被ることはなかった。カトリック教会の後押しにより第二共和政（1850）において成立したファルー（Falloux）法は、教会による中等学校設立を認め、教会の学校に対する支配権を拡大するものだった⁷⁷⁾。ナポレオン三世の第二帝政下において教会は国家の保護のもとにおかれ、宗教予算が大幅に増額され、教会も第二帝政の国家を支えた。

しかし、1870年に教皇の無謬性原理が承認され、1870-71年の普仏戦争敗北を経験したフランスでは、国家とカトリック教会との間で厳しい対立が起こった。共和主義者は、国民に対して国家への統合と忠誠心を要求した。一方、教会の大部分は君主政を支持し、保守的な社会秩序を維持することに努めてきた。

1876年の選挙で共和主義派が勝利し実権を握ると80年代半ばまで共和主義者と教会の対立はとくに学校教育を巡って激化した⁷⁸⁾。保守的な教会の態度と学校教育における修道会の高い支配力は、共和主義者に強い敵意を抱かせた。こうしてカトリック教会の影響力を国家と社会から取り除こうとする反教権主義が引き起こされた。1880年イエズス会士は追放

され、他の修道会の聖職者は免許なく教育を行うことが禁じられた。

共和主義者は、無償による世俗主義の初等教育を導入し、フランス人子弟を教会の影響圏から引き離そうとした。1880年代に教育相フェリー（Jules Ferry）の主導によって一連のライック（laïque：世俗）法が採択され教育改革がなされた⁷⁹⁾。初等教育では81年法により無償化がなされ、82年初等教育法により義務化と宗教教育の廃止が実現した。こうして子供たちはフランス革命の理念である平等主義、共和主義の教育を受けることになった。

1894年からのドレフュス（Alfred Dreyfus, 1859-1935）事件でカトリックは反ユダヤ主義者や右翼を支持し、共和主義者と対立した。96年に真犯人が判明し99年に恩赦を受けドレフュスの無実が明白になるとカトリック教会の信用は失墜した。共和主義左派のコンブ（Émile Combes, 1835-1921）政権（1902-05）は、反教権主義的な法令を強化し、修道会の経営する学校は閉鎖に追い込まれた。

1905年7月3日に下院で政教分離法案が可決され、12月6日上院を通過し法律となった⁸⁰⁾。これに伴いコンコルダートは破棄され、カトリック教会の影響力は激減した。政教分離法によって国家と宗教は厳密に分離され、国家が修道院や宗教系学校に財政的に援助することが禁止された。さらに宗教関連団体の財産が没収され、教会財産の国家管理と世俗団体への移譲が行われた。こうしてフランスは明確にライシテ（laïcité：世俗主義）の国家となった⁸¹⁾。

(3) オーストリアとイタリアにおける反教権主義の台頭

オーストリアでは1860年11月自由主義者が政治の主導権を握り、国家の再建がはじめられた。オーストリア政府は1855年に締結されたコンコルダートの改正交渉を行なおうとしたが教皇は拒否した。オーストリア憲法は1867年のアウスグライヒ（Ausgleich）でハンガリーを国家として認めオーストリア＝ハンガリー帝国が成立した。新帝国に対して教皇は、68年の学校、宗派間、民事婚を認める法律はコンコルダート違反であるとして非難した。しかし、オーストリア政府はヴァチカン公会議による教皇の不可謬性の教義はコンコルダート締結の前提条件を変更させたので、コンコルダートはもはや拘束力がないと反論した⁸²⁾。そして、70年8月6日、オーストリア政府はコンコルダートの破棄を一方的に宣言したのである⁸³⁾。

イタリアではまずサルディーニャで自由主義者が主導権を握った。その中心人物はカヴールである。1859-60年のイタリア統一運動により教皇領の多くが併合され、1861年にイタリア統一が成るとサルディーニャの自由主義的な反教権政策はイタリア全土で適用された⁸⁴⁾。とくに1866年と67年の措置によって修道会の法人格をなく奪し財産を没収したことは画期的であった。これにより新生イタリア王国の財政基盤が確立するとともに、近代的土地所有者が生まれることになった。

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

さらに1870年のイタリア王国によるローマ占領と教皇領の没収は、反教権主義政策の頂点であった。ここに教皇領は完全に消滅し国家と教会の分離がなされた。教皇はもはや世俗の領主ではなくなった。カヴール（1861年死去）と彼の後継者はこれを「自由な国家における自由な教会」(*Libera Chiesa in libero Stato*)⁸⁵⁾と呼んだ。ただし、カヴールの意図は、カトリック教会から特権をはく奪すると同時に自由なイタリア国家におけるカトリック教会の法的地位を明確化し、教会に可能な限りのあらゆる自由を与えて解放することであった。

こうした状況の変化に対してヴァチカンも、新しい現実の受け入れを拒否しイタリア王国と絶縁状態になった。1871年イタリア王国は保護法を制定し教皇を懐柔しようとしたが、ピウス九世はこれを拒否し自ら「ヴァチカンの囚人」を名乗りいかなる交渉にも応じようとはしなかった⁸⁶⁾。この「ローマ問題」は、その後のヨーロッパ情勢を複雑化し、すべての国で教会と国家の関係が議論されることになった⁸⁷⁾。

統一国家イタリアに対してピウス九世は1864年に回勅『ノン・エクスペディト』(*non expedit*)を発しイタリア人カトリック教徒による選挙活動、国政選挙への出馬、議会活動を禁止した⁸⁸⁾。なお、選挙ボイコットの方針は国政に限られ地方選挙には適用されない。70年のローマ占領後、選挙ボイコットの方針は強化された。とくにイエズス会は強硬な方針を求めている。こうして74年の選挙を前にしたヴァチカンは、『ノン・エクスペディト』を再宣言し選挙ボイコットを強く呼びかけた。教会と国家の対立は1870年代以降拡大し、イタリア政治を苦しめた⁸⁹⁾。ヴァチカンとイタリアとの国交が正常化するのには、1929年2月11日にムッソリーニ政権と結ばれたラテラノ(Lateran)条約によってである⁹⁰⁾。

IV. 19世紀末におけるカトリシズムの転換

(1) レオ十三世と『レーラム・ノワールム』

保守的ウルトラモンタニズムのピウス九世が亡くなると、柔軟な思考ができるレオ十三世が新たな教皇として即位した。「平和の教皇」と呼ばれたレオ十三世のもと、カトリック教会は政治問題や社会問題において次第に近代社会を受け入れ、思考を転換していく。ヴァチカンの方針転換は、それまで脇に追いやられてきたキリスト教民主主義の形成を促すことになった。

レオ十三世は一連の回勅を発し物質主義、社会主義、世俗主義を批判する一方で、教会は自由主義によって引き起こされた問題に立ち向かわなければならないことを強調した⁹¹⁾。1888年6月20日の回勅『リベルタ・プラエスタンティシムム』(*Libertas praestantissimum*)は、個人の政治的自由に関しては制限を課すものの、人間の自由の側面を強調し、近代世界における民主主義や寛容の自由主義原則を承認した⁹²⁾。さらに1890年1月10日の回勅『サピエンティアエ・クリチティアーナエ』(*Sapientiae christianae*)は、カトリッ

ク教徒と国家との関係を定めた⁹³⁾。同回勅によれば国家が教会を支配したり、教会の教えに反することを国民に強要する場合には、国家に服従する義務は消滅する。

19世紀に産業化、都市化が進展すると「社会問題」が注目を集めることになった。労働者を保護し、彼らの状況の改善に資するような仕組みや規定は多くの国でいまだ行われていなかった。時代が進むとともに労働者の階級意識は強まり、資本家階級や国家と衝突するようになった。労働者個人は極めて劣位の立場にあるために、互いに支えあう組織を結成したり、さらに自分たちの利益を守るために労働者団体の設立を目指した。

こうした資本主義の問題に対応してキリスト教にも新たな潮流が生まれた。最も資本主義を批判したのはキリスト教社会主義である。しかし、多くのキリスト教思想は革命を望まず極端な変化を恐れる一方で、社会改革を志向するものは多かった⁹⁴⁾。

1891年5月15日にレオ十三世が発した回勅『レールム・ノワールム』(*Rerum novarum*)は、カトリック教会が積極的に社会問題に関与する理論的根拠を示した歴史的に重要な文書である⁹⁵⁾。本回勅によってカトリシズムは明らかな転換を示し、それまで教会内で一般的に見られた労働運動への偏見を排した。回勅は労働者の窮状を認めたが、自然法の原則である個人所有を基礎に議論を展開し、まず自然的正義に反する社会主義者たちの主張を否定した。しかし、回勅は資本主義の行き過ぎをいさめ、労働者が自分の利益を守るために組織する権利と、そのような組織を支援する国家の責任を認めた。国家はすべての階級の福祉の向上を目指す責任があるが、自分自身を守る資源を持たない貧者には特別の注意を払わなければならない。そして、社会主義的手段によらず、教会と国家の協力による社会問題の解決を提案した。こうして回勅は労働者の団結権を認め、社会問題への対応を慈善事業の問題であるとする古い思想と決別した⁹⁶⁾。回勅は、労働問題をはじめ社会政策、社会思想など多くの分野で今日まで続く影響を与えた。これ以後、一定の期間を務めた歴代教皇は重要な社会問題に対して教会の見解を述べる「社会回勅」を公布してきた⁹⁷⁾。なお、レールム・ノワールムとは「新しい事態」という意味である。

(2) キリスト教民主主義の形成

19世紀末からヨーロッパにおいてキリスト教民主主義が自由カトリシズムと社会カトリシズムを主な思想的基盤として形成されてくる。とくに『レールム・ノワールム』は、下級聖職者、知識階級、労働者などを中心としたキリスト教民主主義運動に大きく貢献した。この運動は、ベルギーからフランス、イタリアへと広がったが、ドイツではあまり成果がなく、オーストリアではキリスト教社会党(Christlich-soziale Partei)という独自の展開を示した⁹⁸⁾。

1901年の回勅『グラヴェス・デ・コムニ』(*Graves de communi*)は、ヴァチカンの公式文書のなかで初めてキリスト教民主主義について言及しその定義を行った⁹⁹⁾。同回勅によれば、キリスト教民主主義は、労働者階級の問題に排他的にはないが、主として関係

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

する。そして、人々に彼ら自身がたんなる動物ではなく人間であると感じさせるように生活条件を向上させることを目的とする。

① フランス

フランスにおけるキリスト教民主主義の運動は、1890年代に『レーラム・ノワールム』が喚起した影響の中で存在感を増していった。教皇がカトリック教徒に対して政府に社会的・経済的苦痛を緩和する法律を作るように圧力をかけるべきであり、労働者は自らの利益を守るためにアソシアシオンを作るべきと論じたことはフランスの社会カトリシズムに活力を与えた。

1892年2月16日レオ十三世はフランス語回勅『オ・ミリュー・デ・ソリシテュッド』(*Au milieu des Sollicitudes*)を発してフランスのカトリック教徒に対して共和主義体制を受け入れると同時に反カトリック的法律に対しては合法的・民主的手段で戦うよう求めた¹⁰⁰⁾。この呼びかけに応じて生まれたのが「キリスト教民主主義」と呼ばれる一般信徒と聖職者を含む運動である¹⁰¹⁾。この運動は1893年にランスで第一回のキリスト教労働者大会(*Congrès ouvrier chrétien*)を開催した。運動は、1894年、96年と年を経るごとに規模を拡大していった。96年の大会では名称がキリスト教民主主義大会(*Congrès démocratique chrétien*)となり、キリスト教民主党(*Parti démocratique chrétien*)の設立が決定された。

『レーラム・ノワールム』は若い聖職者による運動も引き起こした。彼らは教会から離れた労働者たちへの接近を試み1895年、96年そして1900年に聖職者会議(*Congès ecclésiastique*)を開催した。さらに彼らは1896年に第1回のキリスト教民主主義全国大会(*Congrès national de la Démocratie chrétienne*)を開催し、翌97年に開いた第2回大会においてキリスト教民主主義全国大評議会(*Grand conseil national de la Démocratie chrétienne*)の創設を決定した。

大評議会は聖職者、知識人、労働者の3部門によって構成され、1896年にキリスト教民主主義大会を組織した労働者組織はこの労働者部門に合流した。こうしてフランスのキリスト教民主主義は、労働者、聖職者および知識人が主力となって大評議会のもとで全国展開することになった。しかし、キリスト教民主党はカトリック教徒からの幅広い支持を得ることはできず、1898年の選挙で敗れ活動停止に追い込まれた¹⁰²⁾。

フランスでキリスト教民主党が失敗した原因としては、『謬説表』を支持するカトリック教徒が多かったこと、保守的な司教からの圧力、ドレフュス事件の影響があった。さらにこれに追い打ちをかけたのが1901年の回勅『グラヴェス・デ・コムニ』であった。回勅はキリスト教民主主義を政治よりも社会の問題とし、個人の公共生活への参加権を認めたが、政治的な参加を意味せず非政治化した¹⁰³⁾。

しかしながら、フランスでは社会カトリシズムの運動が『レーラム・ノワールム』以前か

ら始まっていた。1871年にはド・マン (Albert de Mun, 1841-1914) によって「カトリック労働者教育事業団」(Oeuvre des Cercles catholiques d'ouvriers) が設立され共和主義者の多くよりも進んだ社会問題意識を喚起した。「事業団」は表面的には失敗したが、キリスト教的経営者のアルメル (Léon Harmel, 1829-1915) による活動やラトゥール・デュパン (René de La Tour du Pin, 1834-1924) が主宰した「研究委員会」(Conseil des études) の理論を広めた¹⁰⁴⁾。研究委員会には社会学者と神学者が参加し、80年頃に同業組合を基盤とするキリスト教社会の再建について積極的な研究活動を行っていた。

さらに『レールム・ノワールム』が社会カトリシズムを公認したことによって、フランスにおいては社会改革を目指す運動が活発化した。その中心はド・マンとラトゥール・デュパンによって組織された「サークルの成果」(Oeuvre des Cercles) とアルメルによる「研究サークル」(Cercles d'Etudes) である。両方の組織ともに労使による混合組合、家庭連合、各種の社会改革を訴えた。社会改革としては若年者の雇用規制、日曜定休および労災・疾病・失業保険制度が主なものとしてある¹⁰⁵⁾。

ド・マンはカトリック王党派の政治家であったが、1891年の回勅を機に共和国支持に転じ、93年に35名の議員からなるラリマン (Ralliement: 糾合) という名のグループを結成した¹⁰⁶⁾。ラリマンとは、共和国を受け入れたカトリック教徒を意味する。ド・マンたちは保守主義であったが、社会主義に対抗するため一定程度の社会法制を支持した。ただし、90年代後半、ドレフュス事件がラリマンに壊滅的な打撃を与えた。

1901年にド・マンとピオ (Jacques Piou) は、緩やかなカトリックの議会グループ人民自由行動 (ALP: Action libérale populaire) を設立した。ALPは、教会の利益の擁護と社会改革プログラムによる革命的な社会主義の打破を目的とした。ALPは、1905年の政教分離法に激しく反対し、大戦前に短期間だが最大80名の議員を擁する組織となった。しかし、経営者と聖職者の双方からの批判にあい、議会における影響力は小さかった。

ド・マンやALPはパターナリズムの保守主義であったが、フランスのキリスト教民主主義の発展に与えた影響を無視することはできない。彼らは、カトリック教徒に共和国を受け入れさせ、レオ十三世の回勅の下でカトリック教徒の社会意識を目覚めさせた。そして、政府に社会問題解決のための政策を実施させることを迫ったのである¹⁰⁷⁾。

20世紀初めのフランスにおいて、ド・マンやALPよりも進歩的なキリスト教民主主義の運動としてシヨン (*Le Sillon*) が影響力をもった¹⁰⁸⁾。当初はカトリック左派の学生の思想運動で1894年から同名の雑誌を発行していたシヨンを活動的な政治運動に変えたのは、大ブルジョワジー出身で理工科学学校生 (Polytechnicien) のサンニエ (Marc Sangnier, 1873-1950) である¹⁰⁹⁾。彼は、敬虔なカトリック教徒のキリスト教民主主義者であった。

サンニエは1897年から雑誌『ル・シヨン』の編集権を握り、同誌を核にカトリックの青年と議論する青年運動を結成した。なお、同誌は1905年からは週間の『民主主義の覚醒』

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

(*L'Eveil démocratique*, 1905-10) となった¹¹⁰⁾。『民主主義の覚醒』の発行部数は1906年には6万部に達した。

シヨンは、カトリック教会を右翼から切り離し、フランスが民主的な共和政となることを支持した。また、パターナリズムではない社会改良的見解を宣伝し、他方で反教會的な立法に反対した。そのためシヨンでは労働者との平等と民主主義が強調され、プロテスタントや自由主義者との討論を重視し、階級や宗派から生じる対立を克服しようとした。特に社会と政治の両面での活動は教会と関係ないとする政教分離の考え方を示した。この考えをシヨンは「カエサルのはカエサルへ」との福音書の文言を引用して表現した。

しかし、フランス国内の保守的な司教たちはサンニエが人々を司教の指導から遠ざけようとしているとみて、ピウス十世への訴えを行った。1910年8月25日にピウス十世は回勅『ノートル・シャルジュ・アポストリック』(*Notre charge apostolique*)でシヨンの思想がカトリシズムに反するものであると公式に批判した¹¹¹⁾。サンニエは教皇に恭順の意を示しシヨンの運動は終焉し、機関誌『民主主義の覚醒』も同年終刊した。しかし、シヨンは20世紀のキリスト教民主主義の先駆となり、そのキリスト教民主主義の主張はその後に大きな影響を持った。

実際、1910年にシヨンを禁じられたサンニエは12年にはその思想を引き継ぐ青年共和国(*Jeune République*)を政党としてではなく社会運動として設立した¹¹²⁾。青年共和国は第一次大戦後に復活し、議員数は4名以上とはならなかったがキリスト教民主主義の左派を形成し、1936-38年の人民戦線内閣に全面的に協力した¹¹³⁾。

② イタリア

資本主義的發展が遅れたイタリアでも19世紀第4四半期になるとカトリックの様々な社会・政治運動が起こった。その最も重要な運動は、「会議の事業団」(*Opera dei Congressi*, 以下、事業団と略記)である¹¹⁴⁾。事業団の当初の目的は、教皇の意向を受けて統一国家によって奪われた教会財産の回復であった。しかし、事業団は慈善活動や教育活動にも積極的関与するようになり、多くのカトリックの政治活動家を生み出した。活動家たちは労働者と小農民が直面する社会経済問題を政治的手段によって解決できると考えるようになった。

1891年の『レールム・ノワールム』は、イタリアにおいても多くのカトリック系の社会・経済団體の發展を後押しした。代表的な団體としては農民友愛会や工業労働者組合のいわゆるホワイトユニオンズがある。こうして90年代半ばになると若い聖職者や市民の間でキリスト教民主主義的な動きがみられた。その理論的指導者は社会カトリシズムの理論家でモデナ大学、ピサ大学で経済学教授を務めたトニオロ(*Giuseppe Toniolo*, 1845-1918)であった。

トニオロはヴァチカンと良好な関係を保ちながら、イタリアの政治、経済、社会に対して

数多くの修正を求めた¹¹⁵⁾。彼の社会経済思想は、個人主義的な資本主義と全体主義的な社会主義の両方を批判するものであり、労使双方が参加する協調組合（伊 *corporazione* : コーポレーション）を提案した。また、協調組合は教会の支援の下で有効に機能するものとされた。1889年12月にはトニオロ指導のもと社会問題に取り組む「社会研究カトリック連盟」(Union cattolica per gli studi sociali) がパドヴァで設立された¹¹⁶⁾。

トニオロは1897年にキリスト教民主主義についての見解を発表し、トニオロが執筆したトリノ綱領は、1899年に青年キリスト教民主主義者の大会で採択された¹¹⁷⁾。トリノ綱領は、比例代表選挙、行政の地方分権、全国的な社会保障制度を要求した。こうしてトニオロはイタリアのキリスト教民主主義に理論的・思想的基盤を提供し、カトリック教徒たちはイタリアの体制について自由に議論することが可能になった。

20世紀になるとキリスト教民主主義という言葉は、カトリックの政治社会運動の進歩派を指す言葉として定着した。レオ十三世は1901年の回勅『グラウエス・デ・コムニ』でキリスト教民主主義を認めたが、しかし慎重にこれが政治的なものではなく、民衆のための有益な活動であると規定した¹¹⁸⁾。ヴァチカンに政党結成の時期と形態は教皇が決めるものであるとの立場であった。

他方、事業団ではしだいに司祭ムリ（Romolo Murri, 1870-1944）が率いる急進派の勢力が増大した。ムリは1898年に創刊した『社会文化』（*Cultura sociale*）を基盤にイタリアのキリスト教民主主義の中心となっていく¹¹⁹⁾。この結果、事業団内部では穏健派と急進的なムリ派との対立が深まった。

そして、1903年に教皇が替わり新たに即位したピウス十世は、ムリたちの急進的なキリスト教民主主義路線に警戒感を示した¹²⁰⁾。ムリの動向を危険視した教皇ピウス十世は1904年に事業団を解散した。そして教皇は事業団の5つの派閥の一つカトリック・アクション（Catholic Action）をもとに組織を再編成した。また、05年の回勅『フェルモ・プロポジット』（*Fermo proposit*）で『ノン・エクスぺティット』はいまだ有効であることを確認しつつも、条件付きながら地方選挙への参加と国政選挙で社会主義勢力に対抗するために自由主義の候補者に協力することを認めた。こうして『ノン・エクスぺティット』には大きな修正がなされた¹²¹⁾。

これに対してムリ派の側は、カトリック教会とは関係を持たない独自の運動体として1905年国民民主同盟（Lega democratica nazionale）を結成した。国民民主同盟は、非宗派的な組織であると自己規定し、政教分離の立場をとった。しかし、カトリック教会は同盟に社会主義的であるとの嫌疑をかけ圧力を強めた。1909年教皇庁は同盟が教会を攻撃し近代主義的であるとしてムリを破門した¹²²⁾。

ただし、教皇はレオ十三世によってはじめられたオープンな対話路線は継続した。教皇はムリ派の指導者のひとりであるストルツォ（Don Luigi Sturzo, 1871-1959）をカトリック・

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

アクションの事務局長に任命した。ムリと違いスフォルツァは常に教皇に忠実な人物であった。さらに『ノン・エクスベディット』が次第に影響力を失うことになった。社会主義勢力の進出が予想された1904年の総選挙でピウス十世は重大局面でのカトリック教徒の投票は黙認することを通知した。この方針は09年の選挙でさらに拡大された。そして最終的に1913年のGentiloni Pactsによって全国に広められた。この結果、カトリック教徒はカトリックを尊重することに同意したりベラルに投票することができた。これらの協定の結果、35人のカトリックと約200人の親カトリックリベラルが当選した¹²³⁾。

第一次世界大戦が勃発する前までにイタリアにおいては、大規模なカトリックの政治運動が形成されていた。それらは、カトリック系銀行、協同組合、(農業と工業両方の)ホワイト組合などが中心であり、統一された運動ではないもののイタリアキリスト教民主主義の担い手となった。

③ ドイツ

ドイツにおけるキリスト教民主主義の潮流はフランスやイタリアなどと比べて弱かった。ドイツのカトリックを悩ませた文化闘争は1870年代末にはほぼ終息し、87年には公式に終わった。中央党の支持基盤は、カトリックの貴族、農村と都市の中間層、ブルジョアジーおよび労働者であった。中央党はカトリックの連帯主義、宗派的利害、選挙時の社会的妥協の考えを利用して党勢を拡大した¹²⁴⁾。

文化闘争の終結とともに中央党はドイツ帝国の政治システムに急速に組み込まれていった¹²⁵⁾。1881年から1918年までの全ての政権は保守党(Deutschkonservative Partei)、国民自由党、中央党の連立を基礎とした。帝国議会においては81年の選挙で中央党は104議席を獲得し第一党に躍進した(国民自由党98議席)。その後、中央党はこの地位を1914年までの大半の期間において維持し1895-1906年には帝国議会の議長を務めた¹²⁶⁾。

中央党の立場は積極的に民主主義を推し進めるというものではなかったが、政府が憲法に反したり市民の自由を侵害しない限り政府を支えるというものであった。1878年には中央党議員の多数がビスマルクの提出した社会主義者鎮圧法(Sozialistengesetz)に反対した。同法は社会主義的な政党、労働組合、出版などを禁止することを目的とする法律であるが、中央党員の多くは同法によってこれまで守られてきた市民的自由が脅かされると考えたのである。また86年に中央党は7年間の軍事予算に反対した。なぜなら、中央党は3年予算までであれば受け入れ可能であるが、7年の予算は憲法に違反していると判断したからである。こうした反対は教皇がビスマルクを支持するように指示していることを無視して行われたものであった。

しかし、1881-1914年の30年以上に及ぶ時期においてとりわけヴィルヘルム二世(Wilhelm II, 在位1888-1914)の治世下において中央党は政権党であった。キリスト教民主主義

のドイツにおける源流ともいえるケテラーとヒッツェ (Franz Hitze) によって指導された中央党の社会派はビスマルクの社会政策によって牙を抜かれてしまった。ビスマルクは社会主義者鎮圧法で社会主義運動を弾圧する一方で、1883年の疾病保険法、84年の災害保険法、89年の廃疾・養老保険法の3保険法によって当時世界で最先端の社会政策を行った。社会派の活動は抑制され、保守的な高位聖職者、貴族、工業家など中央党の多数派はヴィルヘルム治世に満足していた。

このため中央党は都市部を中心に次第に支持を失っていく。1912年の総選挙で中央党はカトリックの選挙民の55%を獲得したにとどまり、支持率は16%に下がった¹²⁷⁾。他方、社会民主党 (SPD) は、1912年の総選挙で110議席を得て帝国議会第一党に躍進した¹²⁸⁾。

こうした中央党の退潮に対して、ヴィントホルストの後継者のリーバー (Ernst Lieber) や若手の指導者エッツベルガー (Matthias Erzberger) は中央党を議会制民主主義により関与させようとした。また、バッケム (Jules Bachem) は、有名な論文 (“Wir müssen aus dem Turm heraus”) で党が宗派的ゲッターを打ち破るよう訴えた¹²⁹⁾。しかし、これらの民主化の潮流は多くの中央党員の注意を引かず、ドイツでは議院内閣制が実現することなく第一次世界大戦を迎えたのである。

むすび

周知のとおりマックス・ウェーバーは、近代社会の基本的な原理を生のあらゆる領域において「合理化」が貫徹していることにみた。彼はこの特質を「魔術からの解放」＝「脱魔術化」と呼んだ。近代とはフランス革命で掲げられた基本理念である「自由」と「平等」を合理性の浸透によって達成する時代であった。

しかし、1848年二月、三月革命への対応としてカトリシズムでは反動化が進行する。聖母無原罪懐胎の教理、さらに近代を特徴づける合理主義や自由主義などを謬説表で全面的に否定したのである。この反動化は70年の教皇の無謬性教理によって頂点を迎えた。19世紀後半にカトリシズムで起きていた近代化＝合理化を否定する潮流、反知性主義、魔術化の再来をウェーバーは軽視しているのではないか。近代合理主義は当時のヨーロッパ社会において絶対的な勝利をおさめてはいなかった。

カトリシズムの近代化は、その内部から現れた。反近代主義や保守主義に対抗して教会と自由主義の和解を目指した自由カトリシズムの潮流がその一つである。1870年の第一回ヴァチカン公会議では教皇の無謬性の教義を阻止するためにデリンガー、ケテラー、アクトンなど自由カトリシズムの聖職者や知識人は協力した。

反近代主義の教皇ピウス九世の後継となったレオ十三世は、近代産業社会における労働者の状況を憂慮し1891年に初の社会回勅『レールム・ノワールム』を発した。カトリシズム

の近代資本主義社会に対する批判は、あくまでも自然法にもとづく近代以前の思考方法を継承している点に特徴がある。

いずれにせよ社会カトリシズムが新しい潮流として定着した意義は大きい。これを機にキリスト教民主主義の動きは加速することになる。フランスでは聖職者や労働者による運動が始まり、20世紀初めにはシヨンが青年知識人層をとらえる運動になっていった。これらのキリスト教民主主義の運動は保守的な司教などによって阻止され順調に発展したわけではないが、20世紀のキリスト教民主主義の台頭を準備した点で重要である。

(付記) 本研究は、2022年度の東京経済大学個人研究助成費(研究番号22-07)を受けた研究成果である。

注 —————

- 1) 例えば Wolfram Kaiser, Brigitte Leucht and Morten Rasmussen (eds.) (2009) *The History of the European Union: origins of a trans-and supranational polity 1950-72*, London: Routledge; Wolfram Kaiser, Brigitte Leucht and Michael Gehler (eds.), (2010) *Transnational Networks in Regional Integration: Governing Europe 1945-83*, Basingstoke: Palgrave Macmillan; 小島健 (2021) 「欧州経済統合におけるトランスナショナル・ネットワーク—1950年代—」, 日本EU学会編『日本EU学会年報』有斐閣, 第41号がある。
- 2) 欧州人民党について詳しくは, Thomas Jansen (1998) *The European People's Party: Origins and Development*, New York: Palgrave Macmillan を参照。
- 3) 小島健 (2023) 「ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源」, 『東京経大会誌』第317号。
- 4) Ronald Eckford Mill Irving (1979) *The Christian Democratic Parties of Western Europe*, London: George Allen and Unwin, p. 56; Roberto Papini (1997) *The Christian Democrat International*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, p. 2.
- 5) Karl Otmar von Aretin (1970), *The Papacy and the Modern World*, New York: McGraw-Hill (Translated by Roland Hill), p. 45 (澤田昭夫訳 (1973) 『カトリシズム—教皇と近代世界—』平凡社, 55頁)。
- 6) Michael Patrick Fogarty (1957) *Christian Democracy in Western Europe, 1820-1953*, New York: Routledge, 2018, p. 154.
- 7) Ellen Lovell Evans (1999) *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and The Netherlands, 1785-1985*, Boston: Humanities Press, p. 4.
- 8) Joseph-Marie Comte de Maistre (1819) *Du Pape*, 2vols.
- 9) Félicité Robert de Lamennais (1826) *De la religion considérée dans ses rapports avec l'ordre civil*.
- 10) Fogarty, *op. cit.*, p. 155.
- 11) *Ibid.*, p. 153; Aretin, *op. cit.*, pp. 78-80 (邦訳, 91-93頁); Evans, *op. cit.*, p. 6.

- 12) Aretin, *Ibid.*, pp. 83-85 (邦訳, 94-97 頁); Evans, *Ibid.*, p. 6.
- 13) Aretin, *op. cit.*, p. 99 (邦訳, 111 頁).
- 14) *Ibid.*; Fogarty, *op. cit.*, p. 154.
- 15) 松本佐保 (2013) 『バチカン近現代史』中央公論新社, 59-60 頁; 長井伸仁 (2014) 「カトリシズムとデモクラシーのはざま—世紀転換期フランスにおける聖職者の市民意識と自分史」, 横原茂編著『個人の語り—ナラティヴ／エゴ・ドキュメント／シティズンシップ』ミネルヴァ書房, 205-206 頁。
- 16) ルルドの泉については以下を参照。John C. Super and Briane K. Turley (2006) *Religion in World History: The persistence of imperial communion*, New York and London: Routledge, p. 135 (渡邊昭子訳 (2022) 『宗教の世界史』ミネルヴァ書房, 200 頁); 守川知子 (2022) 「宗派化する世界—宗教・国家・民衆」, 小川幸司責任編集『世界歴史 11』岩波書店, 119 頁; デイヴィス (2000) 「ベルナデット」, ノーマン・デイヴィス『ヨーロッパ III 近世』(別宮貞徳訳) 共同通信社。
- 17) Aretin, *op. cit.*, p. 119 (邦訳, 133 頁).
- 18) Evans, *op. cit.*, p. 6; Kaiser, *op. cit.*, p. 14; Super and Turley, *op. cit.*, p. 120 (邦訳, 178-179 頁).
- 19) 宗教的儀式によらず登記官吏の前で行われる結婚のこと。
- 20) “PIUS IX, The Syllabus of Errors”, in: Ernst Helmreich (ed.) (1964), *A Free Church in a Free State?: The Catholic Church, Italy, Germany, France, 1864-1914*, Boston: Heath and Company, pp. 1-5. この英訳はマニング司教 (Bishop Manning) による。翻訳においては次を参考にした。「シラプス (近代主義者の謬説表: ピウス 9 世の数多くの演説, 回勅, 書簡による大勅書)」, デンツィンガー編 (2004) 『カトリック教会文書資料集 (改訂版)』(浜寛五郎訳) エンデルレ書店, 改訂 5 版, 441-447 頁。
- 21) William V. Bangert (1972) *A History of the Society of Jesus*, St. Louis: The Institute of Jesusits Sources, 1986, Second Edition, p. 446 (上智大学中世思想研究所監修 (2018) 『イエズス会の歴史』(下), 318 頁); Helmreich, *op. cit.*, p. xi; Aretin, *op. cit.*, p. 99 (邦訳, 111 頁). Cf. Kaiser, *op. cit.*, p. 21.
- 22) Helmreich, *op. cit.*, p. xi.
- 23) Aretin, *op. cit.*, p. 101 (邦訳, 112 頁); Helmreich, *op. cit.*, p. xii.
- 24) Evans, *op. cit.*, p. 6; Philip Schaff, “The Vatican Council”, in: Helmreich, *op. cit.*, p. 17.
- 25) ケテラーは社会カトリシズムの論者として知られる。主著に Wilhelm Emmanuel von Ketteler (1864) *Die Arbeiterfrage und das Christenthum*, Mainz, (桜井健吾訳・解説『労働者問題とキリスト教』晃洋書房, 2004 年) がある。
- 26) Helmreich, p. xii; 西川知一 (1977) 『近代政治史とカトリシズム』有斐閣, 21 頁。
- 27) Evans, *op. cit.*, p. 6; Helmreich, *op. cit.*, p. xii.
- 28) Aretin, *op. cit.*, pp. 101-102 (邦訳, 113 頁).
- 29) Evans, *op. cit.*, p. 7; Helmreich, *op. cit.*, p. xii; Schaff, *op. cit.*, pp. 18-20.
- 30) 「ローマ教皇不可謬性教義の定式化 (一八七〇年) 第一ヴァティカン公会議総会採択『キリストの教会に関する教義憲章 I パストール・アエテルヌス』(一八七〇年七月一日)」歴史学研究会編 (2007) 『世界史史料 第 6 巻』岩波書店, 331 頁。

- 31) Helmreich, *op. cit.*, p. xii; Kaiser, *op. cit.*, p. 23; Aretin, *op. cit.*, p. 91 (邦訳, 102-103 頁).
- 32) ラムネーについて詳しくは Louis Le Guillou (1969) *Lamennais*, Desclée de Brouwer (伊藤晃訳 (1989) 『ラムネーの思想と生涯』春秋社); Irving, *op. cit.*, p. 22; Fogarty, *op. cit.*, pp. 155-158; 小島 (2023), 前掲論文, 96-100 頁を参照。
- 33) ラコルデールは 1839 年にドミニコ会士となり, 48 年の革命では共和国を歓迎し日刊紙 *L'Ere Nouvelle* を創刊した。Irving, *op. cit.*, pp. 22-23.
- 34) ベルギー独立の経緯については, 小島健 (2007) 『欧州建設とベルギー』日本経済評論社, 14 頁を参照。Cf. Kaiser, *op. cit.*, p. 28.
- 35) Aretin, *op. cit.*, p. 115 (邦訳, 128 頁).
- 36) Bangert, *op. cit.*, p. 311 (邦訳, 442 頁).
- 37) Aretin, *op. cit.*, p. 115 (邦訳, 128 頁).
- 38) Kaiser, *op. cit.*, p. 16.
- 39) Leopold von Ranke (1834-1836) *Die römischen Päpste, ihre Kirsche und ihr Staat im sechs- und siebenzehnten Jahrhundert*, Bd. I-III, Berlin.
- 40) 佐藤真一 (2022) 『ランケと近代歴史学の成立』知泉書館, 135 頁, 参照。
- 41) 同上書, 129-130, 150 頁。
- 42) 同上書, 149-150 頁。
- 43) 注 22 および Aretin, *op. cit.*, p. 100 (邦訳, 112 頁) を参照。
- 44) Evans, *op. cit.*, p. 7; Kaiser, *op. cit.*, p. 24.
- 45) 『ランブラー』誌の創刊の経緯については, Roger Aubert, “Renaissance d’une Église: la Grande-Bretagne”, in: Aubert et al. (1975) *L’Église dans le monde moderne (1848 à nos jours)*, Paris: Seuil, p. 225 (上智大学中世思想研究所 編訳/監修 (1997) 『キリスト教史 10 現代世界とキリスト教の発展』平凡社, 27-28 頁) を参照。
- 46) 英国国教会の聖職者であったが, オックスフォード運動 (Oxford Movement) の指導者になり 1845 年にカトリックに改宗した。79 年に枢機卿となりイギリスでもっとも偉大なカトリック神学者の一人とされる。
- 47) Aubert, *op. cit.*, pp. 225-226 (邦訳, 28-29 頁).
- 48) 英国国教会で叙任されたが, オックスフォード運動の指導者となり 1851 年にカトリックに改宗した。1865 年にウェストミンスター大司教となり, 75 年には枢機卿となった。
- 49) Aubert, *op. cit.*, p. 226-227 (邦訳, 29-30)。
- 50) 1887 年 4 月 5 日付クレイトン (Mandell Creighton) 宛書簡。Roland Hill, *Lord Acton*, New Haven and London: Yale University Press, 2000, p. 300.
- 51) アクトンの生涯と思想については, *Ibid.*; 澤田昭雄 (1959) 『アクトン』有斐閣; 近藤和彦 (2022) 「謎のアクトン」, 『図書』2022 年 10 月号, 岩波書店; 柴田卓弘 (1993) 『歴史と歴史家たち』大明堂, 「第七話 史家アクトン」を参照。
- 52) Certrude Himmelfarb (1952) *Lord Acton: A Study in Conscience and Politics*, London: Routledge & Paul (1993, San Francisco: Institute for Contemporary Studies), p. 5; Hill, *op. cit.*, p. 11; 北原敦 (2021) 「ナポリ王国」, 齊藤寛海編 『イタリア史 2』山川出版社, 600 頁。
- 53) Himmelfarb, *Ibid.*, p. 6.
- 54) グランヴィル伯は英国国教会徒であり, イートン校, オックスフォード大学で学んだエリート

- である。 *Ibid.*, pp. 5-6; Hill, *op. cit.*
- 55) 1869年にケンブリッジ大学近代史教授に就任した。主著 *Expansion of England*, 1883, においてイギリス帝国の発展と植民地政策を分析し、帝国主義的時流に乗り歓迎された。また、1865年に出版した『この人を見よ』(Ecce Homo) ではキリストを道徳的な改革者として描いた。柴田, 前掲書, 78頁。
- 56) Evans, *op. cit.*, p. 7.
- 57) ビスマルクの政策については、林健太郎(1971)「ドイツ帝国の成立とビスマルク時代」, 『世界歴史 20 近代世界の展開 IV』岩波書店; 望月幸男(1996)「ビスマルクの時代」, 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史 2—1648~1890年—』山川出版社を参照。
- 58) 林, 前掲論文, 104-105頁。
- 59) Karl-Egon Lönne (1996) “Germany”, in: Buchanan and Conway (eds.), *Political Catholicism in Europe 1918-1965*, Oxford: Oxford University Press, p. 156; Irving, *op. cit.*, p. 11.
- 60) Irving, *Ibid.*, p. 13; Helmreich, *op. cit.*, p. xiii.
- 61) Helmreich, *Ibid.*, p. xiii; Lönne, *op. cit.*, p. 156.
- 62) Lönne, *op. cit.*, p. 157; 望月, 前掲論文, 431-437頁。
- 63) Bismarck, “We shall not go to Canosa”, in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 65-66.
- 64) 「イエズス会に関する法律(一八七二年七月四日)」, 歴史学研究会編, 前掲書, 332頁。
- 65) 進歩党は、1861年に自由派のなかの左派が独立して結成された。林, 前掲論文, 87-88, 100頁。
- 66) Helmreich, *op. cit.*, p. xiv; Dr. Rudolf Virchow, “The Kulturkampf, A Struggle for Civilization”, in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 66-67; Irving, *op. cit.*, pp. 13-14.
- 67) Dr. Rudolf Virchow, “The Program of the Progressive Party”, in: Helmreich, *Ibid.*, pp. 67-68; Irving, *Ibid.*, pp. 13-14; 望月, 前掲論文, 431頁。
- 68) Bismarck, “On Kingship and Priesthood”, in: Helmreich, *Ibid.*, pp. 68-70.
- 69) Irving, *op. cit.*, p. 14; 望月, 前掲論文, 434頁。
- 70) PIUS IX, “Encyclical on the May Laws”, in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 71-72.
- 71) Lönne, *op. cit.*, p. 157; 望月, 前掲論文, 434-435頁。
- 72) Irving, *op. cit.*, p. 14.
- 73) *Ibid.*, pp. 14-15; Helmreich, *op. cit.*, p. xiv; 望月, 前掲論文, 436頁。
- 74) “Victory, Defeat or Compromise?”, in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 74-82. アーヴィングは、「結局ビスマルクはカノッサに行かなければならなかった」と記している。Irving, *op. cit.*, p. 14.
- 75) Irving, *Ibid.*, p. 20.
- 76) Fogarty, *op. cit.*, p. 154.
- 77) *Ibid.*, p. 159.
- 78) C. S. Phillips, “Anti-Clericalism and the Third Republic”, in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 83-100; Irving, *op. cit.*, pp. 20-21.
- 79) Adrien Dansette, “From Laic Laws to Separation”, in: Helmreich, *Ibid.*, pp. 86-86; Irving, *Ibid.*, p. 21.
- 80) 「教会と国家の分離に関する法(一九〇五年一二月九日)」, 歴史学研究会編, 前掲書, 334-335頁; Irving, *op. cit.*, p. 21; Aretin, *op. cit.*, p. 164 (邦訳, 182頁)。

- 81) "Dechristianization or Religious Revival?", in: Helmreich, *op. cit.*, pp.100-109; Aretin, *Ibid.*, pp.164-165 (邦訳, 182 頁).
- 82) Count Beust (Foreign Minister), "A Drastic Change in the Relations of Church and State", in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 34-35.
- 83) Helmreich, *op. cit.*, p. xii.
- 84) *Ibid.*
- 85) カヴールが1861年の議会で行った演説の一節。
- 86) A. C. Jemolo, "The Law of Papal Guarantees", in: Helmreich, *op. cit.*, pp.36-38; Kaiser, *op. cit.*, p. 23.
- 87) S. William Halperin, "The Continuing Feud", in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 38-49.
- 88) John Pollard (1996), "Italy", in: Tom Buchanan and Martin Conway (eds.), *op. cit.*, p. 70; Richard A. Webster, "Catholics in National Politics", in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 49-51.
- 89) "Acquiescence or Reconciliation?", in: Helmreich, *op. cit.*, pp. 51-57; Kaiser, *op. cit.*, p. 23.
- 90) 条約により絶縁状態に終止符が打たれ、イタリアはヴァチカン市国の独立を認め、教皇庁はムッソリーニ政権を承認した。Irving, *op. cit.*, p. 2; Aretin, *op. cit.*, pp. 189-190 (邦訳, 212-213 頁).
- 91) Irving, *op. cit.*, p. 24.
- 92) Fogarty, *op. cit.*, p. 151; Aretin, *op. cit.*, p. 160 (邦訳, 177 頁).
- 93) Aretin, *Ibid.*, p. 160 (邦訳, 177 頁).
- 94) Super and Turley, *op. cit.*, p. 121 (邦訳, 180 頁).
- 95) "Rerum Novarum", in: David J. O'Brien and Thomas A. Shannon (eds.) (1992) *Catholic Social Thought: The Documentary Heritage*, New York, pp. 14-39; 「回勅『レールム・ノヴァールム』(1891年5月15日)」, デンツィンガー編, 前掲書, 486-488 頁。
- 96) Kaiser, *op. cit.*, p. 19; Aretin, *op. cit.*, pp. 158-160 (邦訳, 175-176 頁); Super and Turley, *op. cit.*, p. 123 (邦訳, 184-185 頁).
- 97) 主要な社会教説については、オズワルド・フォン・ネル＝プロイニング(1987)『カトリックの社会教説』(本田純子・田淵文男共訳, 山田経三監修), 女子パウロ会を参照。
- 98) Kaiser, *op. cit.*, p. 37.
- 99) Fogarty, *op. cit.*, p. 3; Aretin, *op. cit.*, p. 161 (邦訳, 178 頁); 西川, 前掲書, 146 頁。
- 100) Kaiser, *op. cit.*, p. 151; Irving, *op. cit.*, p. 24; Aretin, *Ibid.*, p. 162 (邦訳, 179 頁).
- 101) Aretin, *Ibid.*, p. 162 (邦訳, 179 頁); 西川, 前掲書, 152-153 頁。
- 102) *Ibid.*, p. 163 (邦訳, 181 頁).
- 103) *Ibid.*, p. 161-163 (邦訳, 178-181 頁); 西川, 前掲書, 152-153 頁。
- 104) Roger Aubert, "L'Église catholique de la crise de 1848 à la première guerre mondiale", in: Aubert et al. (eds.) (1975) *L'Église dans le monde moderne (1848 à nos jours)*, Paris: Seuil, pp. 158-159 (上智大学中世思想研究所編訳/監修(1997)『キリスト教史9 自由主義とキリスト教』平凡社, 313 頁).
- 105) Irving, *op. cit.*, p. 24.
- 106) *Ibid.*
- 107) *Ibid.*, pp. 24-25.

- 108) Sillon とは、敵（うね）という意味である。
- 109) Aubert, *op. cit.*, p. 58 (邦訳, 102-103 頁).
- 110) Irving, *op. cit.*, p. 25 ; 西川, 前掲書, 157 頁。
- 111) Kaiser, *op. cit.*, p. 26; Aretin, *op. cit.*, p. 165 (邦訳, 182-183 頁); Aubert, *op. cit.*, pp. 60-61 (邦訳, 106-107 頁).
- 112) Kaiser, *op. cit.*, pp. 36-37.
- 113) Irving, *op. cit.*, p. 25.
- 114) Irving, *Ibid.*, p. 3; Pollard, *op. cit.*, p. 70; Aubert, *op. cit.*, pp. 157-158 (邦訳, 312 頁).
- 115) Aubert, *Ibid.*, p. 158 (邦訳, 312 頁).
- 116) *Ibid.*, p. 173 (邦訳, 336 頁).
- 117) Irving, *op. cit.*, p. 3.
- 118) Aubert, *op. cit.*, p. 174 (邦訳, 338 頁).
- 119) *Ibid.* (邦訳, 338 頁).
- 120) *Ibid.*, p. 175 (邦訳, 339 頁). ; 西川, 前掲書, 182 頁。
- 121) Kaiser, *op. cit.*, p. 25.
- 122) Aubert, *op. cit.*, p. 175 (邦訳, 339 頁).
- 123) Irving, *op. cit.*, pp. 3-4.
- 124) Kaiser, *op. cit.*, pp. 35-36.
- 125) Lönne, *op. cit.*, p. 158.
- 126) Irving, *op. cit.*, p. 15; Kaiser, *op. cit.*, p. 38.
- 127) Kaiser, *Ibid.*, p. 36.
- 128) Lönne, *op. cit.*, p. 158.
- 129) Irving, *op. cit.*, pp. 15-16.

参 考 文 献

【欧語文献】

《書籍》

- Aretin, Karl Otmar von (1970) *The Papacy and the Modern World*, New York: McGraw-Hill, (Translated by Roland Hill) (澤田昭夫訳 (1973) 『カトリシズム—教皇と近代世界—』平凡社) .
- Aubert, Roger, J. Bruls, P. E. Crunican, John Tracy Ellis, J. Hajjar, and F. B. Pike (eds.) (1975) *L'Église dans le monde moderne (1848 à nos jours)*, (Nouvelle Histoire de l'Église, vol.5) , Paris: Seuil (上智大学中世思想研究所編訳 / 監修 (1997) 『キリスト教史 9 自由主義とキリスト教』平凡社 ; 同 (1997) 『キリスト教史 10 現代世界とキリスト教の発展』平凡社).
- Bangert, William V. (1972) *A History of the Society of Jesus*, Second Edition, St. Louis: The Institute of Jesuits Sources, 1986, Second Edition (上智大学中世思想研究所監修 (2018) 『イエズス会の歴史』(上・下), 原本は原書房, 2004 年).
- Buchanan, Tom and Martin Conway (eds.) (1996) *Political Catholicism in Europe 1918-1965*, Oxford: Oxford University Press, Reprinted 2002.

- Evans, Ellen Lovell (1999) *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and The Netherlands, 1785–1985*, Boston: Humanities Press.
- Fogarty, Michael Patrick (1957) *Christian Democracy in Western Europe, 1820–1953*, New York: Routledge, 2018.
- Helmreich, Ernst (ed.) (1964) *A Free Church in a Free State?: The Catholic Church, Italy, Germany, France, 1864–1914*, Boston: Heath and Company.
- Hill, Roland, *Lord Acton*, New Haven and London: Yale University Press, 2000.
- Himmelfarb, Gertrude (1952) *Lord Acton: A Study in Conscience and Politics*, London: Routledge & Paul (San Francisco: Institute for Contemporary Studies, 1993) .
- Irving, Ronald Eckford Mill (1979) *The Christian Democratic Parties of Western Europe*, London: George Allen and Unwin.
- Jansen, Thomas (1998) *The European People's Party: Origins and Development*, New York: Palgrave Macmillan.
- Kaiser, Wolfram (2007) *Christian Democracy and the Origins of European Union*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kaiser, Wolfram, Brigitte Leucht and Morten Rasmussen (eds.) (2009) *The History of the European Union: origins of a trans- and supranational polity 1950–72*, London, Routledge.
- Kaiser, Wolfram, Brigitte Leucht and Michael Gehler (eds.), (2010) *Transnational Networks in Regional Integration: Governing Europe 1945–83*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Le Guillou, Louis (1969) *Lamennais, Desclée de Brouwer* (伊藤晃訳 (1989) 『ラムネーの思想と生涯』 春秋社).
- Papini, Roberto (1997) *The Christian Democrat International*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, translated by Robert Royal, First published in Italian as *L'Internazionale DC: La cooperazione tra i partiti democraici cristiani dal 1925 al 1985* by Roberto Papini, copyright 1986 by Franco Angeli Libri s. r. l, Milan.
- Super, John C. and Briane K. Turley (2006) *Religion in World History: The persistence of imperial communion*, New York and London: Routledge (渡邊昭子訳 (2022) 『宗教の世界史』 ミネルヴァ書房).

《論文》

- Aubert, Roger (1975) “L'Église catholique de la crise de 1848 à la première guerre mondiale”, in: Aubert et al. (eds.) (1975) *L'Église dans le monde modern (1848 à nos jours)*, Paris: Seuil (上智大学中世思想研究所編訳 / 監修 (1997) 『キリスト教史 9 自由主義とキリスト教』 平凡社).
- Aubert, Roger (1975) “Renaissance d'une Église: la Grande-Bretagne”, in: Aubert et al. (eds.) (1975) *L'Église dans le monde modern (1848 à nos jours)*, Paris: Seuil (上智大学中世思想研究所 編訳 / 監修 『キリスト教史 10 現代世界とキリスト教の発展』 平凡社, 1997年).
- Pollard, John (1996) “Italy”, in: Buchanan, Tom and Martin Conway (eds.), *Political Catholicism in Europe 1918–1965*, Oxford: Oxford University Press, Reprinted 2002.
- Lönne, Karl-Egon (1996) “Germany”, in: Buchanan, Tom and Martin Conway (eds.), *Political Ca-*

tholicism in Europe 1918-1965, Oxford: Oxford University Press, Reprinted 2002.

【邦語文献】

《書籍》

- 石原謙 (2005) 『基督教史 増補版』岩波書店 (岩波全書セレクション)。
 柴田卓弘 (1993) 『歴史と歴史家たち』大明堂。
 ケテラー, W. E. フォン (2004) 『労働者問題とキリスト教』(桜井健吾訳・解説) 晃洋書房 (原著, 1864年)。
 小島健 (2007) 『欧州建設とベルギー』日本経済評論社。
 齊藤寛海編 (2021) 『イタリア史2』山川出版社 (世界歴史大系)。
 佐藤真一 (2022) 『ランケと近代歴史学の成立』知泉書館。
 澤田昭雄 (1959) 『アクトン』有斐閣。
 高柳俊一・松本宣郎編 (2009) 『キリスト教の歴史 2』山川出版社。
 デイヴィス, ノーマン (2000) 『ヨーロッパ III 近世』(別宮貞徳訳) 共同通信社。
 デンツィンガー, H. 編 (2002) 『カトリック教会文書資料集 (改訂版)』(浜寛五郎訳) エンデルレ書店, 改訂5版。
 土倉莞爾 (2021) 『西ヨーロッパ・キリスト教民主主義の研究』関西大学出版部。
 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編 (1996) 『ドイツ史2—1648~1890年—』山川出版社。
 西川知一 (1977) 『近代政治史とカトリシズム』有斐閣。
 ネル=プロイニング, オズワルド・フォン (1987) 『カトリックの社会教説』(本田純子・田淵文男共訳, 山田経三監修), 女子パウロ会。
 半田元夫・今野國雄 (1977) 『キリスト教史II』山川出版社。
 横原茂編著 (2014) 『個人の語りしがひらく歴史—ナラティヴ/エゴ・ドキュメント/シティズンシップ』ミネルヴァ書房。
 松本佐保 (2013) 『バチカン近現代史』中央公論新社 (中公新書)。

《論文》

- 踊共二 (2023) 「宗教改革とカトリック改革」, 木畑洋一・安村直己責任編集『世界歴史15—主権国家と革命 15~18世紀』岩波書店 (岩波講座)。
 北原敦 (2021) 「ナポリ王国」, 齊藤寛海編『イタリア史2』山川出版社。
 小島健 (2021) 「欧州経済統合におけるトランスナショナル・ネットワーク—1950年代—」, 日本EU学会編『日本EU学会年報』第41号。
 小島健 (2022) 「キリスト教民主主義とヨーロッパ 1919-1948年」, 『東京経学会誌』第313号。
 小島健 (2023) 「ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源」, 『東京経学会誌』第317号。
 近藤和彦 (2022) 「謎のアクトン」, 『図書』2022年10月号, 岩波書店。
 長井伸仁 (2014) 「カトリシズムとデモクラシーのはざま—世紀転換期フランスにおける聖職者の市民意識と自分史」, 横原茂編著『個人の語りしがひらく歴史—ナラティヴ/エゴ・ドキュメント/シティズンシップ』ミネルヴァ書房。
 林健太郎 (1971) 「ドイツ帝国の成立とビスマルク時代」, 『世界歴史20 近代世界の展開IV』岩波書店 (岩波講座)。

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成

望月幸男（1996）「ビスマルクの時代」, 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史 2—1648～1890年—』山川出版社, 第十章。

守川知子（2022）「宗派化する世界—宗教・国家・民衆」, 小川幸司責任編集『世界歴史 11—構造化される世界 14～19世紀』岩波書店（岩波講座）。

【事典・辞典】

新カトリック大事典編纂委員会編（1996）『新カトリック大事典』第1巻, 研究社。

新カトリック大事典編纂委員会編（1998）『新カトリック大事典』第2巻, 研究社。

新カトリック大事典編纂委員会編（2002）『新カトリック大事典』第3巻, 研究社。

新カトリック大事典編纂委員会編（2009）『新カトリック大事典』第4巻, 研究社。

日本基督教協議会文書事業部・キリスト教大事典編集委員会編（1973）『キリスト教大事典』（改訂新版）教文館。

バンソン, マシュー（2000）『ローマ教皇事典』（長崎恵子, 長崎麻子訳）三交社。

廣松渉ほか編（1998）『岩波 哲学・思想事典』岩波書店。

リヴィングストン, E. A. 編（2017）『オックスフォード キリスト教辞典』（木寺廉太訳）教文館。